

平成27年度重点提案・要望書

福 井 県

福井県政の推進につきましては、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

わが国は、現在、急速な少子高齢化、本格的な人口減少の進行という激変の時代を迎えています。人口減少は、出生率の低下や大都市への人口集中を原因としており、日本の国力を維持、強化するためには、抜本的な少子化対策はもとより、出生率の低い大都市から出生率の高い地方への人の流れを創出することが必要です。

また、太平洋側に偏った国土軸を強靱化するという観点から、大規模災害やエネルギー供給の代替に備える日本海国土軸の形成や、交通インフラのミッシングリンクの解消による国土軸の複軸化なども喫緊の課題となっています。

本県は、豊かな自然、文化、伝統、人と人とのつながりなど、かけがえのない魅力に恵まれ、幸福度日本一の県として評価を受けています。本県では、こうした魅力や独自性を最大限に活用して県民の暮らしの質を高め、誇りの持てるふるさとづくりを全力で進めています。

次に掲げた事項は、いずれも地方の活力の増進はもとより、わが国の成長と発展に必要不可欠な事項ですので、その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年6月

福井県知事 西川 一誠

平成 27 年度重点提案・要望項目一覧

最重点事項

- 北陸新幹線の早期完成と県内整備の促進 2
- 高規格幹線道路の早期開通 4
- エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化 . . . 7
- 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化 11
- 原子力発電所立地地域への陸上・海上自衛隊の配備等 . . . 15
- エネルギー成長戦略特区の指定 17
- エネルギー研究開発拠点化計画の推進 19
- 原子力発電所立地地域の振興 22
- 電源三法交付金・補助金制度の拡大と弾力的な運用 25
- 地方分権改革の推進 27
- 道州制への慎重な対応 31
- 越前和紙のユネスコ無形文化遺産への登録 33
- 重要伝統的建造物群保存地区選定と重要文化財指定の推進 . 35

地方からの政策提案

- 「ふるさとの日」の法制化 38
- ふるさと納税をさらに使いやすい制度に 40
- 新たな「国人（こくど）政策」の推進 42

重点事項

- 力強い農林水産業の実現 50
- ウェアラブル産業の創出 59
- 人間力を高める質の高い教育 60
- 生活の質を高める医療・福祉 66
- 社会保障・税番号制度導入に伴うシステム構築等への対応 . 73
- 安心を守る防災・安全対策 74
- 災害に強い国土づくり 78
- 強靱な物流体制の確保 80
- 地域鉄道の充実・強化 82
- 地域の豊かな環境と自然の保全 84
- 「福井しあわせ元気国体 2018」の開催 88

最重点事項

- ❑ 北陸新幹線の早期完成と県内整備の促進
- ❑ 高規格幹線道路の早期開通
- ❑ エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化
- ❑ 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化
- ❑ 原子力発電所立地地域への陸上・海上自衛隊の配備等
- ❑ エネルギー成長戦略特区の指定
- ❑ エネルギー研究開発拠点化計画の推進
- ❑ 原子力発電所立地地域の振興
- ❑ 電源三法交付金・補助金制度の拡大と弾力的な運用
- ❑ 地方分権改革の推進
- ❑ 道州制への慎重な対応
- ❑ 越前和紙のユネスコ無形文化遺産への登録
- ❑ 重要伝統的建造物群保存地区選定と重要文化財指定の推進

北陸新幹線の早期完成と県内整備の促進

内閣官房、総務省、財務省、国土交通省、鉄道・運輸機構

提 案

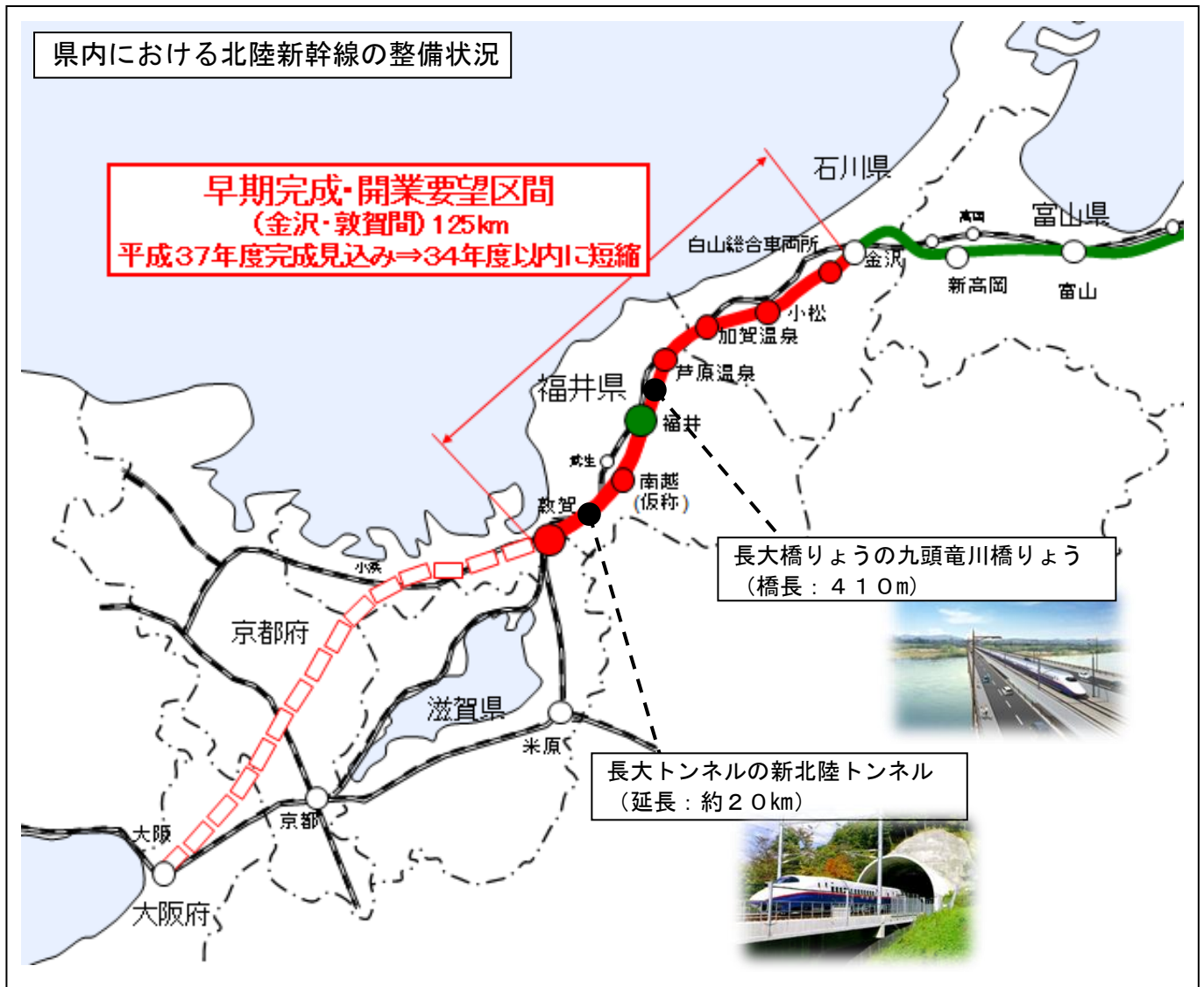
北陸新幹線は、複軸型の国土構造を実現する重要な路線であるとともに、日本全体の経済を元気にする国家プロジェクトである。政府においては、国土強靱化と成長戦略の観点から、与党との検討委員会を早急に設置し、北陸新幹線の整備を最優先課題として進めること。

- 1 整備スキームを1日も早く見直し、敦賀までの完成・開業を少なくとも3年以上早めること（平成34年度までの開業）。
- 2 早期開業に必要な財源については、公共事業費の拡充や新規着工区間の貸付料の前倒し活用・算定期間の延長などにより、十分確保すること。
- 3 来年度の政府予算の要求に当たっては、早期開業に必要な事業費を盛り込み、確実に予算措置を行うこと。
- 4 早期の工事発注を進め、県内事業者の受注機会を確保・増大するとともに、県産品を活用すること。
- 5 敦賀以西については、整備計画どおり若狭ルートを速やかに決定し、大阪までのフル規格による早期全線整備を実現すること。
- 6 将来のリニア中央新幹線の開業による経済効果の発現を強めるため、北陸・中京圏間の接続向上を進めること。

現状と課題

- ・金沢・敦賀間 認可：平成24年6月 区間距離：約125 km（うち県内区間約74 km）
工事費：約9,000億円（うち県負担対象工事費 約6,100億円）
- ・東海、東南海、南海地震に備え、国土の強靱化を進めるため、東海道新幹線の代替機能を持つ北陸新幹線の早期全線整備が必要
- ・敦賀開業により、北陸全体で年間約800億円の開業効果が発生するとともに、原子力災害時の迅速な住民避難の手段として活用可能。本県が国家成長戦略特区に提案した「エネルギー成長戦略特区」の推進にも貢献
- ・敦賀開業は、金沢開業から概ね10年強後（平成37年度）とされているが、開業効果を早期に実現するため工期短縮が必要

- ・与党整備新幹線建設推進PT（平成26年2月）は、工期短縮に向け、今年末に整備スキームの見直しを行うことを決定。JRから受け取る貸付料の活用策などを検討し、7月にも与党案をまとめる予定
- ・貸付料の活用策としては、金沢・敦賀間など新規着工区間の貸付料のほか、貸付料の算定期間を延長することにより建設財源を確保することが可能
- ・敦賀以西については、全国新幹線鉄道整備法に基づく整備計画（昭和48年11月13日決定）では、北陸新幹線の主要な経過地として「小浜市付近」と明記。若狭ルートを速やかに決定すべき



担当部署

総合政策部 新幹線建設推進課

高規格幹線道路の早期開通

国土交通省

提 案

本県においてミッシングリンクが生じている高規格幹線道路は、わが国の東西を日本海側でつなぐ機能を有し、国土の複軸化を図る上でも重要である。平成26年7月に全線開通する舞鶴若狭自動車道の効果をさらに高めるため、高規格幹線道路の早期整備を行うこと。

1 中部縦貫自動車道の早期開通

(1) 大野油坂道路の早期事業化

- ① 未事業化区間の大野・大野東間（5 km）について、早期に新規事業として採択すること。
- ② 大野東・油坂間（29.5 km）について、残る用地買収を速やかに行うとともに、区間最長となる荒島第2トンネル（仮称）工事に平成27年度から着手し、大野油坂道路の10年以内の全線開通を実現すること。

(2) 永平寺大野道路の早期開通

永平寺東・上志比間（5.3 km）の工事を進め、平成28年度までの早い時期に全線開通を実現すること。

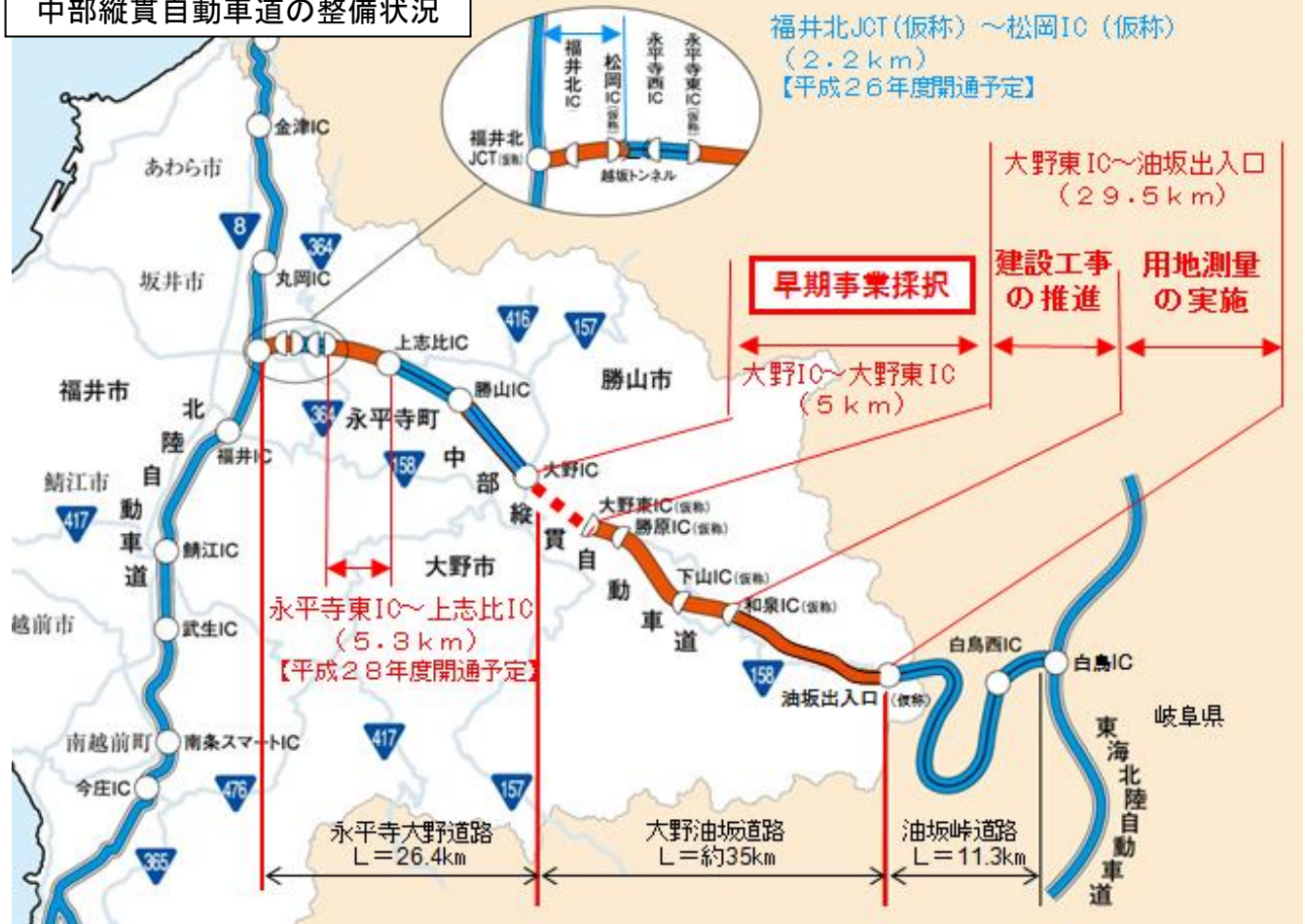
2 舞鶴若狭自動車道の整備

敦賀南スマートインターチェンジ（仮称）および三方PAスマートインターチェンジ（仮称）の一日も早い整備を行うこと。

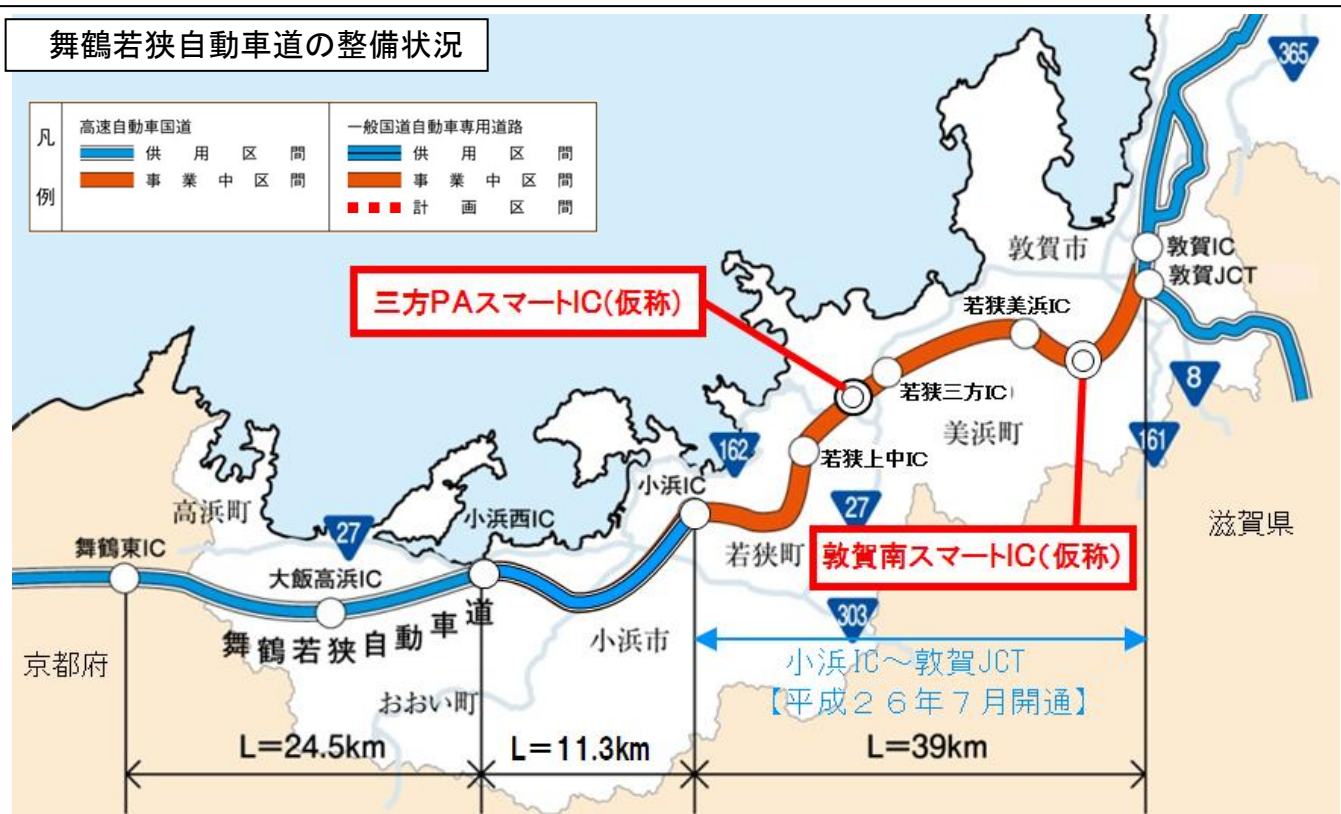
3 国発注事業における県内事業者への発注促進

工事の発注に当たっては、県内事業者の受注機会の増大および早期発注を進めること。

中部縦貫自動車道の整備状況



舞鶴若狭自動車道の整備状況



現状と課題

- ・中部縦貫自動車道や舞鶴若狭自動車道の整備は、本県の観光・産業の振興のみならず、国土の東西軸の強化につながる、国にとっても重要なプロジェクトであり、「真に必要な道路」として、着実に整備することが必要
- ・東海北陸自動車道や北陸自動車道、名神高速道路等と一体となった大環状ネットワークが形成され、首都圏、近畿圏、中部圏、北陸圏相互の経済交流の拡大が期待
- ・関東方面から中部縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道を経て関西に抜けるルートは、中部圏や近畿圏の太平洋側で大規模な災害が発生した場合に、国土の東西交通の代替補完機能を発揮する重要な道路ネットワーク
- ・また、舞鶴若狭自動車道は平成 26 年 7 月 20 日に全線開通予定
- ・建設業は社会資本の整備や災害対応など地域防災力維持の担い手であり、災害対応などにおいては、地域の実情に精通した地元事業者の経験が不可欠
- ・国発注工事における県内事業者の受注率は約 5 割であり、地域経済の活性化のため、出来る限り受注率を高めるべき。

国の公共事業における県内事業者の受注率

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
県内事業者の受注率	50%	49%	66%	51%

福井県独自集計（金額ベース）

担当部署

土木部 高規格道路推進課

エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化

内閣官房、文部科学省、経済産業省、原子力規制委員会

提 案

エネルギー政策は、国民生活の安定、産業の発展、国家の安全保障に直接関わる重要事項である。

平成26年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」について、国が確信をもって国民に丁寧の説明し、国民の理解と信頼の下で揺るぎなく実行すること。

また、国民の安全・安心を確保するためには、国は十分な科学的根拠に基づき、原子力発電所の安全対策を進める必要があるため、以下の対策を講じること。

1 エネルギー政策の実行

(1) エネルギーベストミックス等の明確化

エネルギーベストミックスについては、平成32年以降の温室効果ガスの削減目標を決めるCOP21に向け、早期に具体的な数値を示すこと。

特に、原子力については、今後確保する規模を早期に明確にし、古い原発の廃炉と安全性を徹底的に高めた安全炉への転換について方針を示すこと。

(2) 「もんじゅ」における研究開発の推進

「もんじゅ」については、思い切った資金と人材を投入し、国際的な研究開発拠点として高速増殖炉の研究開発と放射性廃棄物の低減・低毒化研究の成果をあげること。

(3) 使用済核燃料の中間貯蔵への対応

使用済核燃料の中間貯蔵については、「使用済核燃料対策協議会」を早急に設置し、消費地の分担と協力の下で新たな地点の可能性について具体的検討を開始すること。

(4) 原子力発電所の廃炉への対応

将来生じる原子力発電所の廃炉を長期にわたり安全かつ円滑に進めるため、使用済燃料の中間貯蔵、放射性廃棄物の最終処分、廃止措置の実施およびこれに伴う技術開発・人材育成・地域振興等について、国として責任を持って総合的に推進する新たな組織体制を早急に整備すること。

(5) 電力システム改革への対応

電力システム改革により競争が進展した環境下においても原子力発電所が安全に維持・活用されるよう、原子力発電の実施主体の確保、事故時や廃炉の責任主体の明確化等の課題について対応策を明らかにすること。

(6) エネルギー教育の推進

原子力をはじめ様々な電源の特徴について、国民一人ひとりが正しい知識を身に付けられるよう、学校教育等におけるエネルギー教育を一層充実すること。

2 安全確保対策の見直し

(1) 安全確保対策の充実強化

原子力規制委員会は、平成25年7月に施行された規制基準に基づいて原子力発電所の安全を遅滞なく効率的に確認し、国民の不安をなくすこと。

また、現場を重視した実効性ある安全対策を進めるとともに、現地における安全規制体制を充実強化すること。

(2) 原子力規制体制の検証・改善

原子力規制委員会は、立地地域に対する説明責任を果たさず、運営方針や合議制としての意思決定のあり方等に課題がある。

特に、以下の点が規制機関として重大な課題であり、早急な制度の改正を行うこと。

- ① 活断層の評価等を行う常設の専門組織がなく、公平・公正な科学的結論を得るためには、これを専管する「新たな政府機関」を設置すること。
- ② 委員会の規制活動が孤立・独善に陥らないよう、委員会の運営状況を常時監視し、改善を勧告できる「監視・評価機関」を政府内に設置すること。

(3) 原子力機構に対する指導・監督

原子力機構の改革に対しては、「もんじゅ」のミッションを明確にし、現場重視を基本に真に安全文化を向上させ、県民・国民が信頼できる研究組織となるよう、国が責任を持って指導・監督すること。

(4) 高経年化の安全対策の充実強化

本県の高経年化プラントを活用した安全運転に関する研究や技術開発を積極的に推進するとともに、原発の40年運転制限制については、運転期間延長の審査方法や進め方を明確にすること。

現状と課題

1 エネルギー政策の実行

(1) エネルギーベストミックス等の明確化

- ・平成 26 年 4 月 11 日に閣議決定された「エネルギー基本計画」では、将来のエネルギーベストミックスの具体的な数値や、古い原子力発電所の廃炉や安全炉への転換についての方針が示されなかった。

「エネルギー基本計画」(抜粋)

発電(運転)コストが、低廉で、安定的に発電することができ、昼夜を問わず継続的に稼働できる電源となる「ベースロード電源」として、地熱、一般水力(流れ込み式)、原子力、石炭

※原子力発電を「重要なベースロード電源」と位置付け、引き続き活用

※電源別の具体的な比率の明示は見送り

- ・地球温暖化という課題の解決に向けた日本の姿勢を示すためには、平成 27 年に開催される C O P 21 までに早期に方針を明確にすることが必要

(2) 「もんじゅ」における研究開発の推進

- ・「もんじゅ」での研究開発については、エネルギー基本計画において「廃棄物の減容・有害度の低減や核不拡散関連技術等の向上のための国際的な研究拠点と位置付け」られ、「もんじゅ研究計画に示された研究の成果を取りまとめることを目指す」と示された。
- ・放射性廃棄物の低減・低毒化研究については、国土が非常に狭く、廃棄物処分等に制約が多いわが国にとって、先進的に取り組むべき最重要課題
- ・また、ウラン資源の有効活用を図る高速増殖炉の研究開発と放射性廃棄物の低減・低毒化研究という「もんじゅ」の役割を早期に実現する観点に立ち、研究開発を進めることが必要

(3) 使用済核燃料の中間貯蔵への対応

- ・使用済核燃料の中間貯蔵施設については、国が前面に立って、消費地の「分担と協力」の下で責任を持って進めるよう求めてきたところであり、エネルギー基本計画において「発電所の敷地内外を問わず、新たな地点の可能性を幅広く検討しながら(中略)政府の取組を強化する」と明記された。
- ・平成 25 年 11 月に設置することが決められた「使用済核燃料対策協議会」を早急に設置し、消費地を交えた具体的検討を始めることが必要

(4) 原子力発電所の廃炉への対応

- ・廃炉への対応については、経済産業省、文部科学省、原子力委員会、原子力規制委員会がそれぞれ個別に進めている。使用済燃料の搬出から廃炉までの全体を調整し、整合性をもって政策を推進する新たな組織体制の整備が必要

(5) 電力システム改革への対応

- ・電力システム改革については、市場競争にさらされる発電事業者が原子力発電所の安全投資をおろそかにすることなく、安全を管理しながら安定した電気を供給することが重要
- ・自由競争の環境において、原子力発電の実施主体を確保し、また、万が一の原発事故の際の責任の主体と損害賠償リスクの分担、原発廃炉の責任主体などの重要事項について、国の方針を明確にすることが必要

(6) エネルギー教育の推進

- ・資源の乏しいわが国において、将来にわたりエネルギーを安定的に供給・確保するためには、原子力をはじめ様々な電源の特徴について国民一人ひとりが正しい意識を持つことが必要
- ・エネルギー教育を推進することにより、エネルギーについて国民全体の理解を高めていくことが重要

2 安全確保対策の見直し

(1) 安全確保対策の充実強化

- ・規制基準が平成 25 年 7 月 8 日に施行され約 1 年が経過したが、原子力規制委員会は再稼働申請について、合理的な理由なく安全審査を遅延するなど非効率な運営を行っており、組織としての仕事の進め方や計画性、人材や専門能力、実行力等に課題
- ・審査の方針や課題について、規制委員会と電力事業者との間で十分に議論し、遅滞なく効率的に安全確認をすることが必要
- ・原子力規制庁と（独）原子力安全基盤機構との統合に伴い、平成 26 年 3 月 1 日に同機構福井事務所（所在地：敦賀市）が廃止されたため、嶺南地域の原子力規制事務所の組織・人員体制の増強が必要

(2) 原子力規制体制の検証・改善

- ・活断層評価については、過去に安全審査に関わった専門家、構造地質学の専門家、地震研究者など、幅広い知見を集め、科学的・技術的に十分議論を尽くし、国として責任ある見解を導き出すことが重要
- ・原子力規制委員会は、「国内外の多様な意見に耳を傾け孤立と独善を戒める」という委員会の「組織理念」に則った活動を行うことが重要であり、委員会の業務執行等を常時監視し、組織の健全性、信頼性を総合的に評価し改善を勧告できる機関の設置が必要

(3) 原子力機構に対する指導・監督

- ・平成 25 年 11 月 18 日に、文部科学副大臣を本部長とする「もんじゅ改革推進本部」を設置
- ・平成 26 年 4 月 1 日に、敦賀原子力事務所に「もんじゅ改革監」の設置と技術系職員の 2 名の増員により体制を強化

(4) 高経年化の安全対策の充実強化

- ・高経年化プラントにおける研究・技術開発については、日本原子力研究開発機構が「ふげん」で使用された配管などを活用した経年劣化評価技術の研究を推進
- ・運転期間延長の審査については、平成 25 年 12 月 11 日に開かれた原子力規制委員会において、実施方針が示された。
- ・具体的な案件が生じたときに、改めて審査方法などを決めることとされており、外部専門家の意見を必要とする案件や専門家からの意見を審査に反映する方法等を明確に示すことが必要

担当部署

安全環境部 原子力安全対策課 / 教育庁 高校教育課、義務教育課

原子力発電所周辺地域の防災体制の強化

内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、防衛省

提 案

立地地域住民の安全・安心を確保するため、原子力発電所周辺の防災対策を一層充実強化する必要があることから、以下の対策を講じること。

1 原子力防災対策の充実

(1) 広域避難体制の整備

県域を越えた広域避難については、国が主体的に関係自治体や運輸業者等と調整し、車両や運転要員など具体的な避難手段を確保するとともに、避難住民や避難車両等に対するスクリーニング・除染に必要な場所、要員、資機材を確保すること。

さらに、避難行動要支援者の避難については、必要な医療従事者、車両や資機材を確保するなど、迅速かつ安全に避難できる支援体制・輸送手段を整備すること。

(2) 放射線防護対策への財政的支援

高齢者施設や障害者施設などの福祉施設、さらには在宅の要配慮者が一時的に避難する施設等における気密性向上などの放射線防護対策に対し財政的な支援を行うこと。

(3) SPEED I の活用

緊急時により迅速な防護措置を実施するため、SPEED I の放射性物質の大気中拡散予測精度を向上させるとともに、具体的活用方法を明示するなど、原子力防災対策において十分活用できるようにすること。

(4) 原子力災害時における避難支援体制の強化

被害のリスクや頻度、損害が大きくなる原発近接地域の住民の早期避難や要配慮者に対する避難体制を確保するため、予め自衛隊や海上保安庁などが一体となった避難支援体制を強化すること。

(5) 災害時多目的船の実証訓練の実施

本県の原子力発電所はすべて半島部に立地していることから、原子力災害時に陸路が寸断された際の迅速な避難・救助体制を確保するため、自衛隊で整備予定の救難艦を災害時多目的船として活用した実証訓練を本県で実施し、実効性のある避難・救助体制を強化すること。

（６）安定ヨウ素剤の配布・服用体制整備への支援

安定ヨウ素剤の配布を受けた住民等が、平常時から薬剤に関する質問や服用後の副作用等について相談する専用の窓口を、国において設置すること。また、事前配布において、説明会に出席できない住民が医療機関で受け取る際の費用は国の負担とすること。

既存の乳幼児用安定ヨウ素剤は調剤が必要であることから、乳幼児が迅速に服用できる安定ヨウ素剤の開発および製造について、早急に製薬業者等を指導・支援すること。

２ 原子力災害制圧道路等の早期整備

（１）特別な財政支援措置の継続・充実

原子力発電所の原子力災害制圧道路について、国による特別な財政支援措置を継続し、早期に整備すること。工事を実施するにあたり、現地の状況に応じて必要な予算を確保すること。

（２）幹線道路の防災強化

北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道や国道８号、国道２７号など幹線道路網が寸断されることのないよう、バイパスの整備や道路の拡幅、法面・冠水対策など防災機能を強化すること。

現状と課題

１ 原子力防災対策の充実

（１）広域避難体制の整備

- ・平成 26 年 3 月に、本県は広域避難計画要綱を改定し、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域、原発から概ね 30km 圏）内の全ての市町について、県内および県外の避難先となる自治体・施設を要綱に位置付け
- ・県域を越えた広域避難については、国が主体的に周辺自治体やバス事業者、鉄道事業者等と調整し、渋滞抑制対策を講じるとともに、車両や運転要員などの避難手段を確保することが必要
- ・避難住民や避難車両等に対するスクリーニング・除染に必要な場所、要員、サーベイメータ等の資機材を国が確保すること
- ・高齢者、障害者等で自ら避難することが困難な要支援者については、医療従事者、車両等の確保など、迅速かつ安全に避難できる支援体制・輸送手段を国において整備することが必要

（２）放射線防護対策への財政的支援

- ・平成 25 年度までに、PAZ（予防的防護措置を準備する区域、原発から概ね 5km 圏）内における一時集合施設および傷病者の受入を行う病院・診療所等について、県が放射線防護対策を実施
- ・このほか高齢者施設や障害者施設など社会福祉施設、在宅の要配慮者が一時的に避難する施設等について、気密性の向上など県が行う放射線防護対策に対し財政的な支援を行うことが必要

(3) S P E E D I の活用

- ・緊急時のより迅速な防護措置の実施には、現在使用されていない 100 km 以上遠方の気象観測データを使用することにより、S P E E D I の拡散予測精度を向上させることが必要
- ・参考情報として提供される S P E E D I による拡散予測の具体的活用方法について、国が地方公共団体に明示することが必要

(4) 原子力災害時における避難支援体制の強化

- ・東日本大震災のような複合災害に備えるためには、道路整備のみならず、海路、空路による住民避難体制が不可欠
- ・自衛隊や海上保安庁などによるヘリコプターや船舶を活用した具体的な避難支援体制や対応方針を明確にすることが必要

(5) 災害時多目的船の実証訓練の実施

- ・福井県の原子力発電所はすべて半島部に立地しており、原子力災害時に道路が寸断された場合に、海上から医療支援を行うことは有効
- ・平成 26 年度に自衛隊において災害派遣等多目的に対応する救難艦を整備予定。これを災害時多目的船として活用する実証訓練を福井県で実施し、実効性のある避難・救助体制を強化することが必要

(6) 安定ヨウ素剤の配布・服用体制整備への支援

- ・国の解説書等において、新生児、授乳婦等が服用する場合や副作用が発生した場合の相談窓口を地元の保健所等に設置することとされている。緊急時に 24 時間体制で専門的な知見が必要な相談窓口を地元の地方公共団体で設置することは困難であり、国において設置することが必要
- ・P A Z 内の住民は、住民説明会において無償で安定ヨウ素剤の事前配布を受けることができるが、説明会に出席できない住民は病院等で配布を受けることとされており、その費用は住民の負担となる。原子力防災にかかる費用は国が負担すべき。
- ・放射性ヨウ素による影響が大人より大きいにも関わらず、既存の乳幼児用安定ヨウ素剤は調剤が必要であり、事前に配布できないことから、事前に配布でき、容易に服用できる乳幼児用の薬剤の開発が必要

2 原子力災害制圧道路等の早期整備

(1) 特別な財政支援措置の継続・充実

- ・本県の原子力発電所は、全て半島に位置し、各発電所へのアクセスは 1 路線のみ。この限られたアクセス道路が寸断されると、事故発生時の初動対応に必要な人員、重機などの輸送や、住民の迅速な避難に多大な影響を及ぼす。
- ・平成 26 年度は、原子力発電施設等立地地域特別交付金により前年度を上回る 50 億円が確保されたが、毎年度十分な予算措置を確実に行うことが必要

(2) 幹線道路の防災強化

- ・平成 25 年 9 月 16 日の豪雨時に国道 8 号の敦賀市杉津地係で 22 時間 30 分通行止めが発生
- ・北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道や国道 8 号、国道 27 号など幹線道路については、大規模地震や異常気象時等にも道路交通が確保される防災機能の強化が不可欠



担当部署

安全環境部 危機対策・防災課 / 健康福祉部 地域医療課 /
土木部 道路建設課、道路保全課

原子力発電所立地地域への陸上・海上自衛隊の配備等

防衛省

提 案

本県には、全国最多 14 基の原子力発電所が立地している。昨今の朝鮮半島情勢等から、発電所がテロの標的になることが懸念され、国としても強い危機感を持つべきである。また、県内すべての原子力発電所が半島部に立地しており、原子力災害時における周辺住民の迅速な避難が課題となっていることから、以下の対策を講じること。

1 大型輸送ヘリコプター基地の整備

大規模災害や国民保護措置の必要な事態等への対応能力を高め、県民の安全を確保するため、本県の原子力発電所立地地域において、自衛隊等の実動部隊の運用を可能にする大型輸送ヘリコプター基地を整備すること。

2 自衛隊が原子力発電所を警護・防護するための法的整備

国民の生命、身体および財産を保護する観点から、自衛隊が原子力発電所等の重要施設を警護・防護できるよう法的措置を行うこと。

3 陸上・海上自衛隊の配備

本県の原子力発電所立地地域に強力な輸送手段と要員を有する陸上・海上自衛隊の常駐の部隊を配置すること。

現状と課題

- ・原子力発電所は、現在、警察による警戒・警備が行われているが、テロ等の不測の事態に対処するには、警察・海上保安庁・自衛隊の連携を強化し、必要な人員・組織・装備を充実することが必要
- ・現在、自衛隊の警護出動の対象は自衛隊施設と在日米軍施設に限定されており（自衛隊法第 81 条の 2）、原子力災害時の迅速な避難のためには、自衛隊の即応体制が可能となる法改正が必要
- ・原子力施設に対するテロ攻撃は、わが国では前例がないが、アメリカや南アフリカでは、武装勢力による攻撃が行われたことがあり、予断は許されない。

2007. 11. 2（アメリカ） アリゾナ州パル・ベロテ原発に入ろうとした契約従業員の車両からパイプ爆弾が発見

2007. 11. 8（南アフリカ） ペリンダバ原子力研究施設を銃で武装した 4 人組が襲撃

- ・国においては、平成 26 年度に自衛隊の展開基盤の確保に係る調査業務の予算を計上
- ・海を活用した住民避難や原子力発電所を標的としたテロ行為に対応するため、水陸機動部隊による原子力発電所周辺部での実働訓練が有効

※原発周辺部は、日本海側最大のリアス式海岸であり、離島奪還訓練上も適地

- ・本県の原子力発電所立地地域周辺には、陸上自衛隊の鯖江駐屯地（福井）、今津駐屯地（滋賀）、福知山駐屯地（京都）などがあるものの、いずれも原子力発電所から 40～60km 以上離れており、有事における迅速な対応に不安

「中期防衛力整備計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」（抜粋）

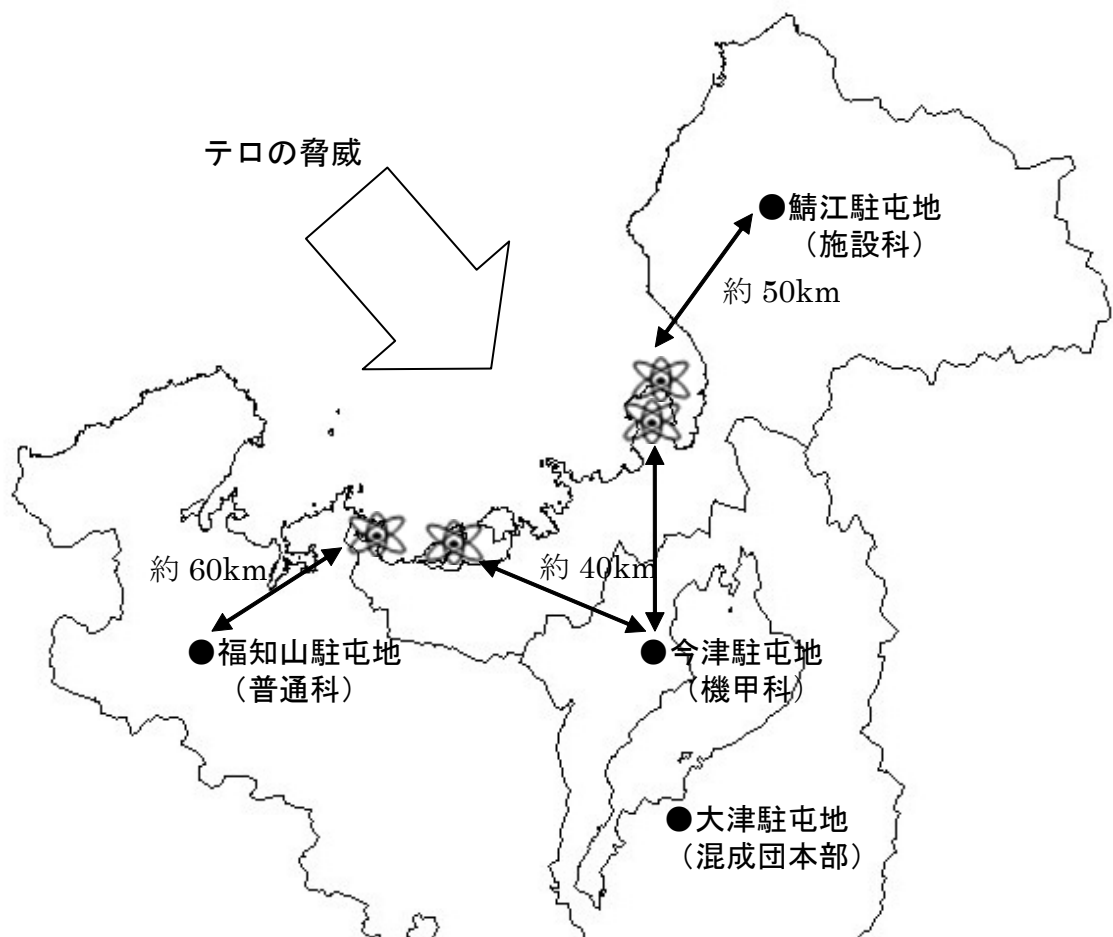
II 基幹部隊の見直し等

島嶼への侵攻があった場合、速やかに上陸・奪回・確保するための本格的な水陸両用作戦能力を新たに整備するため、連隊規模の複数の水陸両用作戦専門部隊等から構成される水陸機動団を新編する。

III 自衛隊の能力等に関する主要事業

原子力発電所が多数立地する地域等において、関係機関と連携して訓練を実施し、連携要領を検証するとともに、原子力発電所の近傍における展開基盤の在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。

本県立地地域周辺の陸上自衛隊駐屯状況



担当部署

総務部 市町振興課 / 総合政策部 政策推進課 / 安全環境部 危機対策・防災課

エネルギー成長戦略特区の指定

内閣府、文部科学省、経済産業省

提 案

エネルギーを軸とした成長戦略を実現するため、世界と競争する最先端エネルギー技術の戦略拠点として、以下の対策を講じること。

- 1 国家戦略特区として、本県が提案している「エネルギー成長戦略特区」を指定し、国家戦略特別区域法を改正して必要となる規制緩和措置を行うこと。
- 2 LNGガスの受入基地やパイプラインなど本県内におけるLNG・水素インフラの迅速な整備を促進するため、エネルギー供給網の強靱化の観点から国が主体となり、広域ガスパイプラインの整備構想を早期に策定し、財政支援を行うこと。
- 3 国内に分散する研究機関等を本県に集約するなど、機器・構造物の除染や解体、放射性廃棄物の処理・処分等の原子力発電所の廃炉技術に関する研究・人材育成の拠点を整備すること。
- 4 エネルギー分野の研究開発や新産業創出を促進するため、研究施設や工場を本県に移転する企業等に対して、税制上の優遇措置を拡充すること。

現状と課題

(エネルギー成長戦略特区の概要)

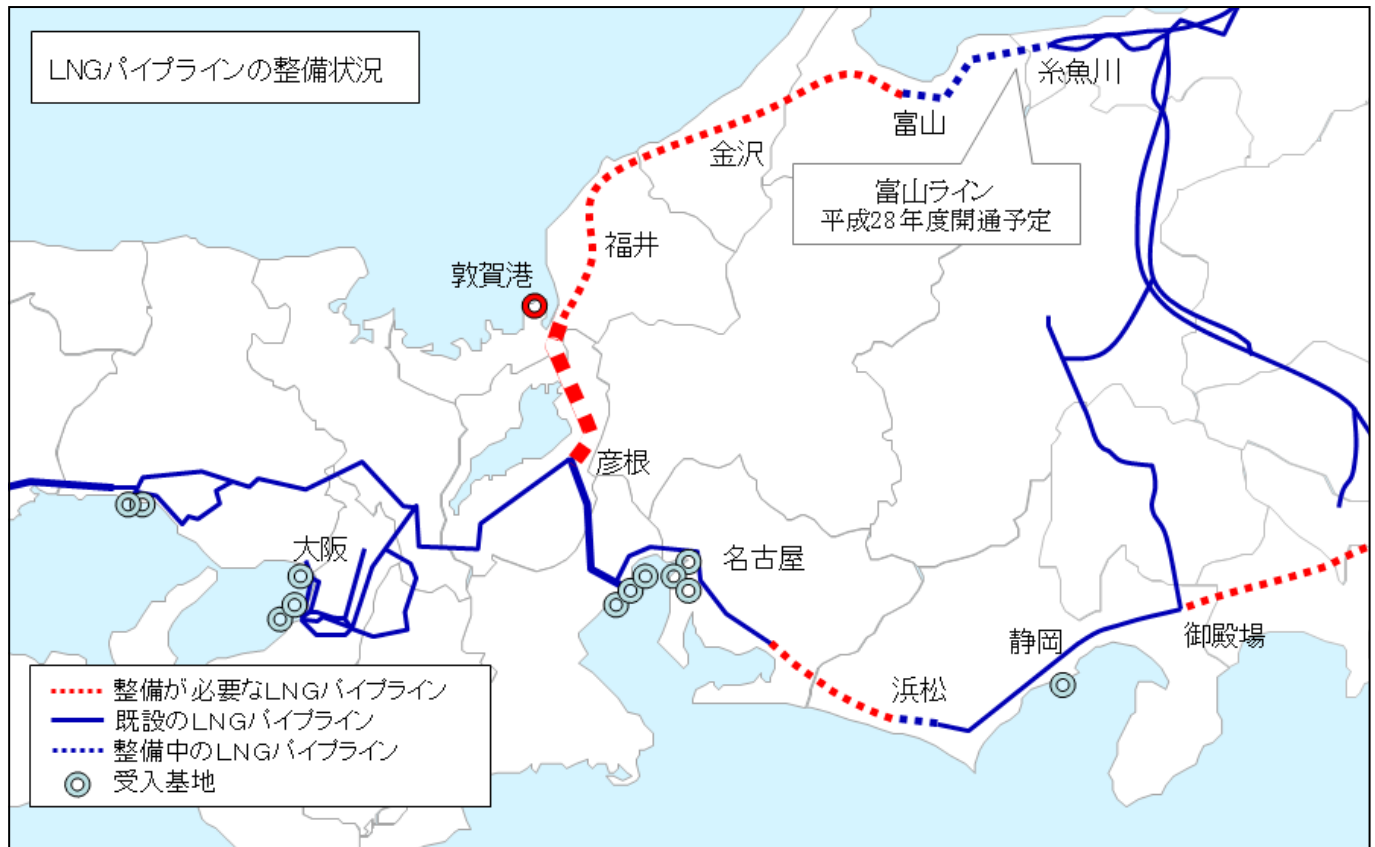
- ・国は新たなエネルギー基本計画において、高いレベルの原子力技術・人材の維持・発展やLNGパイプラインの整備など国内エネルギー供給網の強靱化の必要性を明記
- ・首都直下地震や南海トラフ巨大地震等を想定したエネルギー供給リスクの分散と国土の強靱化に向け、国が国費の投入も視野に入れ日本海側にLNG関連施設を整備し、日本海側と太平洋側を接続する広域パイプラインを整備することが急務
- ・国家戦略特区として、本県が「エネルギー成長戦略特区」を平成26年4月24日に国へ提案

【エネルギー成長戦略特区の目指す方向】

- 最先端のLNG・水素エネルギー活用都市を日本海側に整備
- 世界レベルの原子力の技術力・人材力を育成
 - ・廃炉技術など原子力の研究拠点を整備
 - ・IAEAと連携した国際的な人材育成の拠点を形成

【実現に必要な規制緩和等】

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| ○LNG・水素の高度活用都市の整備 | ○廃炉技術など原子力の研究拠点の整備 |
| ・LNGパイプライン敷設時の占用手続き等の緩和 | ・研究施設等を県内に移転する企業等への税制優遇 |
| ・発電所建設時の入札制度の適用緩和 | ○IAEAと連携した国際的な人材育成の拠点の形成 |
| ・LNGインフラや産業団地等の円滑な用地確保 | ・外国人研究者等の在留資格の見直し |
| ・総合保税地域の指定柔軟化 など | |



(廃炉技術に関する研究・人材育成の拠点整備)

- ・本県には、高経年化プラント（PWR、BWR）、放射性廃棄物の減容化・有害度低減化を図る「もんじゅ」など様々なタイプの原子炉がある。また、国際原子力人材育成センターや原子力発電訓練センターなど原子力発電所の運転等に係る人材育成機関も設置されていることから、廃炉に関する研究や人材育成の拠点として最適
- ・現在、日本原子力研究開発機構東海本部等において、個別に廃炉技術に関する研究が進められているが、これを本県に集約することが必要

(企業等に対する優遇措置)

- ・国家戦略特別区域における企業等に対する優遇措置について以下のとおり拡大が必要
法人税にかかる試験研究費の税額控除制度を恒久化すること
固定資産税にかかる償却資産の特例を医療分野以外にも拡大すること など

担当部署

総合政策部 政策推進課、電源地域振興課 /
安全環境部 原子力安全対策課 / 産業労働部 企業誘致課 / 土木部 港湾空港課

エネルギー研究開発拠点化計画の推進

文部科学省、経済産業省、原子力規制委員会

提 案

福島第一原子力発電所事故の反省と教訓から、強固な安全対策を具体化するとともに、原子力発電を支えてきた立地地域の産業・雇用対策を強化する本県の「エネルギー研究開発拠点化計画」を一層充実するため、人的、財政的な支援を行うこと。

1 原子力人材育成における IAEA との連携強化

本県と IAEA との覚書に基づく国際会議や研修に対し、また、「福井県国際原子力人材育成センター」が IAEA やアジアの国々から信頼ある人材育成拠点として活用されるよう、国においても協力・支援すること。

2 緊急時を想定した原子力安全の人材育成の充実

国が検討を進めている原子力の安全規制に携わる人材の高度化研修については、原子力現場でのシビアアクシデントなどを想定・重視した実務的な研修となるよう、本県の人材育成機能を充実し活用すること。

3 原子力緊急事態支援機関の整備に係る本県提言の着実な実行

本県に設置される原子力緊急事態支援機関について、電力事業者に対し、世界最高水準の活動機関とするための十分な施設規模、多様な緊急対応資機材の確保など、本県提言の着実な実行を指導すること。

また、原子力災害対応資機材の技術開発が継続的に行われるよう支援すること。

4 原子力防災や新エネルギー、廃炉等に関する最先端研究機能の集積

放射線観測・防護など原子力災害に対応する産業技術の高度化やエネルギー源の多角化、原子力発電所の廃炉技術等に関する研究開発・実用化を推進するため、若狭湾エネルギー研究センター等で行う最先端研究に対し、資金面での十分な支援を行うとともに、その成果を活用すること。

また、地域産業の発展につながる研究開発を促進するため、産業連携技術開発プラザ等の構想を着実に実施すること。

5 広域の連携大学拠点の形成

福井大学国際原子力工学研究所を中心とした連携大学院を実現するため、同研究所の「原子力防災・危機管理部門」をはじめ、基盤となる専任教員の確保や研究運営・施設等の整備に対して十分な支援を行うこと。

また、同研究所を国際的な原子力の人材育成機関と位置付け、海外の優秀な学生・研究者が留学し、学位を修得するための支援制度を創設すること。

6 廃炉研究拠点大学の選定

原子力発電所の廃止措置等にかかる新たな知見の創出や人材の育成・確保のため、福井大学を「廃止措置等基盤研究・人材育成プログラム」における廃炉研究拠点大学に選定し、本県における原子力エネルギーの研究開発機能を充実すること。

7 原子力関連技術を活用した産業の創出・育成

本県のレーザー共同研究所や電子線照射施設などを活用し、新たな産業を創出するため、原子力関連技術に特化した研究開発に対する支援制度を創設すること。

また、原子力災害等に対応する国産のロボット技術向上を図るため、本県での開催を誘致する全国規模の災害対応ロボット関連の競技会などに対して支援を行うこと。

現状と課題

1 原子力人材育成における IAEA との連携強化

- 平成 25 年 10 月 7 日に福井県と IAEA との覚書を締結

趣 旨：福井県における原子力発電や放射線利用施設、専門的知識や経験を有する人材を活かし、世界の原子力の平和的で安全な利用のため、必要となる人材育成を支援

協力事業：IAEA 主催の研修や国際会議の県内開催

福井県主催の研修や会議への IAEA 専門家の招聘

海外で開催される IAEA 研修や会議への県内講師等の派遣 等

- IAEA と連携する県内機関

① 福井県国際原子力人材育成センター（若狭湾エネルギー研究センター内）

本県、電力事業者からの派遣（10 名体制）により、平成 23 年 4 月設立

② 福井県原子力人材育成ネットワーク協議会（事務局：若狭湾エネルギー研究センター）

大学・事業者の研修機関との連携を協議するため、平成 24 年 3 月設置

- 本県における平成 25 年度の海外研修生等受入実績は 164 名

2 緊急時を想定した原子力安全の人材育成の充実

- ・福島第一原発事故を契機に、原子力安全や原子力防災に係る人材育成の重要性が再認識

県内の原子力人材育成施設

原子力発電訓練センター（NTC）（敦賀市杳見）

昭和 47 年 6 月開所、加圧水型原子力発電所（PWR）運転員の教育・訓練

敦賀総合研修センター（日本原子力発電㈱）（敦賀市杳見）

平成 24 年 10 月開所、国内最大級の規模

3 原子力緊急事態支援機関の整備に係る本県提言の着実な実行

- ・「IAEA への政府報告書」に掲げられた「緊急時対応資機材の集中管理やレスキュー部隊の整備」は、原子力発電に対する県民の安全・安心の確保に必要不可欠であり、電力事業者が県内に設置する原子力緊急事態支援機関に対する国の支援・指導が必要

基本構想の策定（平成 25 年 10 月 電気事業連合会）

電気事業連合会が、支援機関の機能や役割、施設等の基本方針を記した基本構想を策定。候補地である福井県園芸研究センター（美浜町）の敷地の一部において、日本原子力発電㈱が測量調査、地質調査等を実施

4 原子力防災や新エネルギー、廃炉等に関する最先端研究機能の集積

- ・「エネルギー研究開発拠点化計画」に基づき、国の参加の下、原子力防災や新エネルギー分野、廃炉等の最先端研究機能の集積について進めることとしているが、研究開発・実用化には国の支援が必要

拠点化計画に基づく研究開発の実施（平成 26 年度）

・放射線環境下での重作業に対応するパワーアシストスーツの開発

・バイオ燃料製造技術の研究開発

・除染・解体の作業に対応する高度レーザー技術の開発 など

「産業連携技術開発プラザ（仮称）」の整備

県内企業との高速増殖炉プラント運用技術や廃止措置技術等に関する共同研究や技術活用などを進め、県内企業の原子力分野への参入を促進（研究者 5 名程度）

5 広域の連携大学拠点の形成

- ・福井大学国際原子力工学研究所は専任教員が少なく、研究・教育体制が十分でないため、連携大学院実現に向けての支援が必要

福井大学国際原子力工学研究所の概要

平成 21 年 4 月開設、教員 15 名、客員教員等 27 名、学生 23 名

6 廃炉研究拠点大学の選定

- ・福井大学は、廃止措置中の「ふげん」や若狭湾エネルギー研究センターなどと連携し、「廃止措置等基盤研究・人材育成プログラム」のワークショップを平成 25 年 12 月に開催

7 原子力関連技術を活用した産業の創出・育成

- ・レーザー、電子ビーム、災害対応ロボット等の技術開発を推進。こうした産学官共同研究をさらに進め、原子力関連技術を地域産業として根付かせることが必要

原子力緊急事態支援センター（敦賀市杳見、平成 25 年 1 月設置）

原子力レスキューロボット等資機材の操作訓練とともに、開発、改良を行う施設

担当部署

総務部 大学・私学振興課 / 総合政策部 電源地域振興課 / 安全環境部 原子力安全対策課

原子力発電所立地地域の振興

厚生労働省、経済産業省

提 案

原子力発電所立地地域は、これまで原子力発電所の立地を通して、国のエネルギー政策に貢献してきたが、本年4月に策定されたエネルギー基本計画では、「原発依存度を可能な限り低減させる」としており、今後、立地地域においては廃炉が現実の問題となる。

現在の国の立地地域対策は、原発の設置および運転の円滑化に対する支援であり、運転終了から完全撤去までの間の地域支援は考えられていない。新たな産業の創出など、廃炉を見通した立地地域の振興が必要であるため、以下の対策を講じること。

1 特別立法等による立地地域の維持・支援

原子力政策を推進してきた国の責任において、立地地域が持続的に維持・発展できるよう、特別立法等により新産業の創出・企業誘致等を促進すること。

2 企業立地の促進

企業誘致に対する財政支援および誘致企業の法人税に対する優遇措置を講じること。また、誘致企業に対する電気料金割引制度（原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金）を拡充すること。

3 地方自治体が独自に行う経済雇用対策への支援

立地地域において、地方自治体が独自に行う消費拡大や雇用確保などの経済雇用対策について支援すること。

4 雇用対策

緊急雇用創出事業臨時特例基金に基づく「地域人づくり事業」を平成27年度以降も継続実施すること。

5 資金繰り対策

- ① 立地地域の中小企業を対象に、セーフティネット保証（2号）を適用すること。
- ② 立地地域の中小企業を対象に、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付において特別の貸付制度を設けること。

現状と課題

○ 本県立地地域の状況

- ・立地地域の事業所の約 2 割が原発と取引関係
事業所数 約 1,600 社（全 8,200 社）
- ・原発関連企業では、原発停止後の売上減少が継続
平成 25 年と平成 24 年の比較において、約 6 割（建設業で 52%、宿泊業で 64%）の企業の売上が減少（平成 26 年 1 月調査）

1 特別立法等による立地地域の維持・支援

- ・現在、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法など、原子力発電の推進に係る立地地域への支援措置はあるが、原子力発電所の運転終了後の立地地域への支援措置はない。
- ・国策転換に基づく立地地域への影響は国が責任を持ち、立地地域の経済、雇用が維持・発展できるよう、産炭地域振興臨時措置法や福島復興再生特別措置法のような特別立法等により、新産業の創出・企業誘致等の措置を講じることが必要

2 企業立地の促進

- ・国は福島第一原子力発電所事故による企業立地の落込みを理由に、福島県周辺の茨城、栃木、宮城の各県に 140 億円の企業立地補助金を創設
- ・立地地域においても、原発の存在が地域リスクとして企業誘致に影響しており、原子力政策を推進してきた国の責任において、被災地に準じた支援を行うべき
- ・立地および周辺地域において、企業誘致により産業構造を強化するため、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金の補助率嵩上げや補助対象期間の延長など、制度の拡充が必要

3 地方自治体が独自に行う経済雇用対策への支援

- ・平成 26 年度の本県独自の主な経済雇用対策

嶺南消費喚起キャンペーン事業 嶺南地域への域外からの観光客に対し、消費額の 1 割相当の地域特産品を進呈することにより消費を喚起（平成 26 年度予算額：1 億 7 百万円）
嶺南企業人材スキルアップ支援事業 嶺南地域の企業の受注拡大のため、人材育成に要する研修費や賃金の一部を助成（平成 26 年度予算額：2 百万円）など

4 雇用対策

- ・「地域人づくり事業」は平成 26 年度が期限となっているが、雇用創出のため延長が必要
地域人づくり事業は、厚生労働省の交付金により、地方自治体が民間企業等に対し研修などの人材育成事業等を委託する事業

5 資金繰り対策

- ・セーフティネット保証（2号）は、取引先企業の重大な事件・事故等により資金繰りに支障が生じている中小企業者および周辺地域の中小企業者に対する保証

保証割合 融資額の100%（無担保8千万円、最大2億8千万円）

【保証制度の拡充案】

無担保 8千万円 最大 2億8千万円	●東日本大震災復興緊急保証（原発停止の影響を受けた中小企業は対象外） 保証割合：融資額の100%
無担保 8千万円 最大 2億8千万円	●災害関係保証（災害により直接被害を受けた中小企業） 保証割合：融資額の100% ●セーフティネット保証（5号）（業種の指定あり） 保証割合：融資額の100%
	●嶺南全域のセーフティネット保証（2号）適用を要望
無担保 8千万円 最大 2億8千万円	●一般保証（全ての中小企業） 保証割合：融資額の80%

【現行の日本政策金融公庫のセーフティネット貸付】

経営環境変化対応資金 対象者：売上が減少するなど業況が悪化している中小企業

東日本大震災復興特別貸付 対象者：東日本大震災により被害を受けた中小企業

担当部署

総合政策部 電源地域振興課 /
産業労働部 産業政策課、商業振興・金融課、企業誘致課、労働政策課

電源三法交付金・補助金制度の拡大と弾力的な運用

文部科学省、経済産業省

提 案

原子力発電所の安全性の確保を大前提として、原子力発電所立地地域の自立的かつ恒久的な地域振興を進めるため、電源三法交付金・補助金制度について、以下の対策を講じること。

1 原子力発電所の長期停止に伴う経済停滞に対する新たな交付金の創設

原子力発電所の長期停止による立地地域経済の停滞に対し、独自の産業・雇用対策を実施するための新たな交付金制度を創設すること。

2 エネルギー対策特別会計の堅持

電力消費地の受益と電源地域の負担との公平性を確保するというエネルギー対策特別会計の趣旨を堅持し、原子力発電所の立地に伴う地域負担を考慮して、原子力発電所立地地域への支援財源を十分確保すること。

3 電源三法交付金・補助金の適用期間の延長

電源三法交付金・補助金の適用期間を、発電所の運転終了で終わることなく、完全撤去まで延長すること。

4 交付金算定における「みなし規定」の適用の継続

電源三法交付金の算定において、原子力発電所の安全を確保するために運転を停止している期間について、引き続き「みなし規定」を適用し、現在の交付水準を維持すること。

5 電源三法交付金制度の弾力的な運用等

自主的・弾力的に電源三法交付金を活用できるよう、国の法定補助事業への充当制限の撤廃など、制度の改善を図ること。

また、電源三法交付金制度の見直しを行う際には、あらかじめ関係地方自治体の意見を聞くこと。

6 電気料金割引制度の拡充

住民、企業に対する電気料金の割引制度の対象地域を全県に拡大すること。

また、誘致企業に対する電気料金割引制度（半額相当補助、8年間）の対象地域を全県に拡大すること。

現状と課題

1 原子力発電所の長期停止に伴う経済停滞に対する新たな交付金の創設

- 原子力発電所の稼働停止やその長期化等により立地地域では経済的な影響が生じており、原子力発電所の稼働状況等を踏まえ、新たな産業・雇用創出など立地地域の実態に即した支援が必要

2 エネルギー対策特別会計の堅持

- エネルギー対策特別会計は、電力の安定供給を受ける消費地の受益を、電源開発促進税と交付金を通じて電源地域に還元することにより、受益と負担の公平性を確保するための制度
- 原子力と地域との共生を引き続き進め、永続的な地域振興を進めるためには、安全安心対策など原子力発電所の立地に伴う地域負担を考慮し、立地地域への支援財源を十分確保することが必要

3 電源三法交付金・補助金の適用期間の延長

- 原子力発電所の運転終了後も使用済燃料がプラント内に一定期間保管されることから、安全対策の充実や住民理解の促進に必要な財政需要は継続

4 交付金算定における「みなし規定」の適用の継続

- 県内原発の運転停止は、その安全性を確保するための措置であり、平成 25 年度から電力移出県等交付金や長期発展対策交付金の算定において、運転停止期間中でも設備能力の 81%が交付対象となる「みなし規定」が適用されている。

電源三法交付金への影響

平成 26 年度の交付見込額

- ①電力移出県等交付金 62 億円（県 47 億円、市町 15 億円）
- ②長期発展対策交付金 63 億円（敦賀市 11 億円、美浜町 12 億円、高浜町 19 億円、おおい町 21 億円）

交付金算定時の「みなし規定」の適用による影響額（平成 26 年度交付見込額）

	適用あり (a)	適用なし (b)	(a) - (b)
電力移出県等交付金	62 億円	18 億円	44 億円
長期発展対策交付金	63 億円	41 億円	22 億円

5 電源三法交付金制度の弾力的な運用等

- 交付金制度の見直しについては、既に国の予算補助事業（農業集落排水施設整備事業等）への充当制限が撤廃されているが、今後は、国の法定補助事業（都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）等）への充当制限を撤廃するとともに、事務手続きの簡素化が必要

6 電気料金割引制度の拡充

- 地域に対する原子力発電の貢献を住民の目に見える形で示すためには、原子力発電施設等周辺地域交付金（住民・企業に対する電気料金割引制度）や原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金（新規立地や工場増設を行う企業への電気料金割引制度）の対象を全県に拡げることが必要

担当部署

総合政策部 電源地域振興課

地方分権改革の推進

総務省、財務省、経済産業省、文部科学省

提 案

1 地方交付税の総額確保

恒常化した地方の財源不足や増加する社会保障費などの財政需要に対応するため、地方交付税の総額を確保するとともに、地方財政の収支差を解消する抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。また、今後の人口減少社会においても必要となる行政需要に対応できるよう、総額確保の考え方を将来にわたっても堅持すること。

2 地方財政の安定化

国の経済対策の効果が、地方の中小企業まで十分に波及し、県税収入がリーマンショック以前の水準に回復するまでは、地方財政計画の歳出特別枠を堅持するなど、地方財政の安定化のための措置を講ずること。

3 地方税制の抜本改正

(1) 国と地方の税収バランスの是正

地方の安定的な財政運営に向け、国と地方の最終支出の割合と税収割合のアンバランスを解消する税財源の見直しを行うこと。

(2) 地方法人特別税の廃止

消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税を確実に廃止し、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進めるとともに、新たな偏在是正策を講じる際には、財政力の弱い地方自治体が減収とならないよう制度設計すること。

(3) 車体課税の見直しに伴う代替税財源の確保

自動車取得税の廃止など車体課税の見直しに当たっては、地方の財政運営に支障が生じないように、安定的な代替税財源を確保すること。

(4) 法人実効税率の引下げに伴う地方財政への影響

法人実効税率の引下げを検討する際には、必要な代替税財源の確保を併せて検討し、地方財政に影響を与えないこと。

(5) 地方間の税源偏在の是正

① 法人県民税の分割基準（従業者数）を法人事業税の分割基準（従業者数と事務所数）と同様にすること。

- ② 法人事業税について、移動電気通信業における地方税法上の事務所等の定義および分割基準を「事業用固定資産」とするなど、受益に応じた納税を実現すること。
- ③ 地方消費税の清算基準について、統計数値によって最終消費地を把握できない場合があるため、把握できない部分については、消費代替指標として「人口」を使用し、「人口」にウエイトを置いた清算基準に見直すこと。
- ④ 引上げ分の地方消費税については、従来の地方消費税と区分し、地方全体の税収をプールして、地方の社会保障経費と相関の高い高齢者人口や若年人口などに応じて配分すること。

4 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の堅持

法人事業税について、電気供給業に対する収入金額課税制度を堅持すること。

5 償却資産に係る固定資産税制度の堅持

償却資産に対する課税は市町村の貴重な自主財源であることから現行制度を堅持することはもとより、残存価格5%を維持するとともに、原子力発電施設にかかる税法上の償却資産の耐用年数を実際の耐用年数に沿って延長すること。

6 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の道路の整備改良、廃棄物処理、環境対策等のゴルフ場所在地の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

現状と課題

1 地方交付税の総額確保

- ・平成26年度の地方財政計画において、社会保障関係費の自然増などにより、地方は約11兆円の財源不足
- ・地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能が十分発揮されるためには、総額を確保するとともに、地方財政の収支差を解消する抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債という特例措置に依存しない持続可能な制度を確立することが必要
- ・臨時財政対策債については、その償還額が累増していることから、発行額の縮減に努めるとともに償還財源の確実な確保が必要
- ・人口が減少した場合でも、地方は一定の行政サービスを提供する必要があるため、安定的な行政運営を進めるためには地方交付税の総額を確保するとともに、人口が減少する地方の実態を踏まえて算定するなどの制度設計が必要

2 地方財政の安定化

- ・地方にも国の経済対策の効果が波及してきているものの、税収はリーマンショック以前の平成 19 年度の 1,233 億円まで回復しておらず、必要な一般財源の総額を地方交付税により確保しているのが実情であり、税収が回復するまでは、歳出特別枠の堅持などの措置が必要
- ・平成 26 年度の地方財政計画では一部減額（対前年比△0.3 兆円）されたが、その分を地域の元気創造事業に振り替え、実質的には従来の特別枠の水準が確保されており、景気回復が本格化するまで継続が必要

3 地方税制の抜本改正

（1）国と地方の税収バランスの是正

- ・国と地方の最終支出は国：地方＝4:6 に対して、税収は国：地方＝5.5:4.5
- ・地方の安定的な財政運営には、地域偏在性や景気変動の影響が少ない財源の確保が必要

（2）地方法人特別税の廃止

- ・地方法人特別税は、財政力の弱い地方自治体でも減収となり、偏在是正機能を果たしていない。
- ・平成 26 度は 3 分の 1 に規模を縮小し、法人事業税に復元された。
- ・消費税率 10% 段階において、同制度の廃止および他の偏在是正措置を検討することを明記（平成 26 年度与党税制改正大綱）

（3）車体課税の見直しに伴う代替財源の確保

- ・自動車取得税は、消費税率 10% への引上げ時に廃止し、あわせて、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税を自動車の取得時に課税することとされた。
- ・環境性能課税の税収規模や他に確保している財源については、地方財政に影響を及ぼさない規模を確保することが必要

（4）法人実効税率の引下げに伴う地方財政への影響

- ・法人課税のうち、地方法人課税の税率引下げは地方財政に直接的な影響を与える。
- ・国税である法人税についても一定割合が交付税原資であるほか、法人住民税法人税割の課税標準でもあることから、その軽減による地方財政への深刻な影響が懸念される。
- ・国の施策として法人実効税率を引き下げの場合は、課税ベースの拡大などにより必要な代替税財源を確保し、地方財政に影響を及ぼさないことが必要

（5）地方間の税源偏在の是正

- ・法人県民税の分割基準は、昭和 29 年の創設以来見直しがなく、税源の偏在が大きくなっている。（人口一人当たりの税収格差：県民税 7.8 倍、事業税 5.3 倍）
- ・移動電気通信業では、鉄塔など物的設備が存在し、継続的に事業活動が行われているにも関わらず、課税対象となる事務所などの要件を満たしていないため、課税できないケースが増加。また、無店舗小売業については、全ての都道府県に事務所等を有するものとみなし、分割基準に人口を採用するなどの見直しが必要
- ・現在の消費税の清算基準では、正確な都道府県別の最終消費を把握できず、最終消費地と税の帰属地の不一致が生じている。（人口一人当たり税収格差 1.8 倍）
- ・引上げ分の地方消費税については、社会保障財源化されることを踏まえ、地方単独事業を含む社会保障給付と税収をできる限り一致させることが必要

4 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の堅持

- ・経済産業省は、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、外形標準課税を組み入れる税制改正要望を行っているが、この改正は、国のエネルギー政策に貢献している電源立地地域の税収減少につながるため、現行制度の堅持が必要

5 償却資産に係る固定資産税制度の堅持

- ・固定資産税については、経済産業省から償却資産への課税の廃止につながる税制改正要望が出されているが、市町村の安定財源であり、現行制度の堅持が必要
- ・原子力発電施設にかかる償却資産の耐用年数は税法上 15 年であるが、実態に即して耐用年数を延長することが必要

6 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

- ・ゴルフ場利用税については、廃止要望が文部科学省から出されているが、税収の 7 割が交付金として所在市町村に交付される安定財源であり、現行制度の堅持が必要

担当部署

総務部 財務企画課、税務課

道州制への慎重な対応

内閣府

提 案

1 「ふるさと」を弱める道州制の導入は、慎重に対応すべき

道州制には、自治の空洞化や地域間格差の拡大など、多くの問題があるとともに、都道府県に代えて道州を置くことは「ふるさと」を弱めることにつながる。また、人口減少対策の観点からも、現在の都道府県を維持しながら、出生率の高い地方への人の流れを創出することが重要である。

国を分断、弱体化させる道州制の議論に時間とエネルギーを費やすことなく、経済再生や東日本大震災からの復興など、直面する課題に国と地方を挙げて真剣に取り組むこと。

2 まず地方の自主性・自立性を高める基本原則を議論すべき

地方制度の議論に当たっては、地方分権の推進、国と地方の役割分担の抜本的な見直し、中央政府の改革など、地方の自主性・自立性を高めるための基本原則が論じられるべきであり、道州制をいかに進めるかという方法論が先行することには問題がある。

3 一つ一つの課題を着実に解決すべき

道州制を導入しても、地方分権、東京一極集中の是正と地域活性化等の課題を一挙に解決することはできない。一つ一つの課題を着実に解決すべきである。

現状と課題

○ 道州制は「ふるさと」を弱める

- ・都道府県は歴史的、地理的に意味がある形であり、住民のプライドやアイデンティティとも結びついている。

〔道州制の6つの問題点〕

①地域間格差が拡大し、人口減少も進行する

- ・大都市や州都へ、人口や官民投資の集中が進み、地方の格差が拡大する。
また、大都市や州都は出生率が低く、人口減少を抑制する効果も小さい。

県庁所在市の合計特殊出生率〔H20～24〕	() 内の数字は合計特出生率
・上位5市 福井市(1.65)、那覇市(1.62)、高松市(1.62)、松江市(1.58)、鳥取市(1.53)	
・下位5市 東京都区部(1.07)、札幌市(1.08)、京都市(1.16)、仙台市(1.21)、奈良市(1.22)	
※ □ は政令指定都市	
・東京都区部および政令指定都市の合計特殊出生率の平均	: 1.29
・上記以外の県庁所在市の合計特殊出生率の平均	: 1.43

②行政と住民が遠くなる

- ・自治体の規模が大きすぎると、住民の声が政治に届きにくくなる。道州制は、地域の政治的代表者の減少につながり、住民の意見が政治に十分に反映できなくなるなど、自治の空洞化を招く。

③地方分権の実効性が疑問である

- ・過去の地方分権改革においても、本質的で具体的な権限や財源の移譲は実現していない。道州制により地方分権が進むとする根拠が不明である。

④国民にとってのメリットが不明である

- ・道州制は行政組織を大きく再編するものであって、国民生活にどのようなメリットがあるのか明らかでない。

⑤地域経済が弱体化する

- ・県単位で住民に直結して活動している企業やメディアなど、地域経済や情報の担い手がなくなり、地域の誇りや活力が弱くなる。

⑥国の役割についての議論が不十分である

- ・国家の役割はこれ以上縮小すべきではないと考えるが、外交や防衛に国の役割を特化するのであれば、国の統治機構のあり方について議論を行うべきである。

○ 道州制に慎重な対応を求める最近の要望活動

平成 26 年

4 月 10 日 8 県知事連名により、道州制への慎重な対応を与党に要請
(山形県、福島県、石川県、福井県、長野県、滋賀県、兵庫県、島根県)

5 月 29 日 10 県知事連名により、道州制への慎重な対応を各県選出国會議員に要請
(山形県、福島県、茨城県、石川県、福井県、長野県、滋賀県、兵庫県、奈良県、島根県)

(全国知事会)

平成 26 年

2 月 25 日 道州制導入の必要性や理念の明確化、具体的な議論の実施などを与党に要請

5 月 8 日 同上

担当部署

総合政策部 政策推進課

越前和紙のユネスコ無形文化遺産への登録

文部科学省、経済産業省

提 案

1 ユネスコ無形文化遺産への登録

本年秋のユネスコ無形文化遺産登録に向け、国では「和紙：日本の手漉和紙技術」を推薦しているが、本県の越前和紙は、その「構成遺産」に含まれていない。

越前和紙は、伝統的な技術により国内最多の事業所が和紙づくりを行っており、日本画や書道、日本家屋などへの使用を通し日本文化を支えている。また、重要無形文化財（越前奉書）のほか、本年3月には製作用具および製品が重要有形民俗文化財に指定されており、文化財としての価値も高く評価されている。

また、17世紀のオランダを代表する画家レンブラントが、版画に和紙を使っていたことが通説となっており、越前和紙を使用していた可能性が高い。

伝統文化の保存・継承はもとより、産業や観光の振興の観点からも幅広い効果が期待できることから、越前和紙を無形文化遺産の「構成遺産」としてユネスコの推薦に追加すること。

2 伝統工芸の国際的なイベントの実施

本県には、越前和紙に加え、越前漆器、越前焼など、合計で7品目の国指定の伝統工芸品が集積している。

また、本県を含む北陸地域は、人口当たりの伝統工芸品数が全国でも突出しており、伝統工芸が集まる日本有数の地域となっている。

世界に誇る日本の伝統工芸の国内外への発信を通して、産地のさらなる活性化につなげるため、本県および本県を含む北陸地域において、世界の伝統工芸品を集めた大規模な展覧会や世界の作家との交流など、国際的なイベントを開催すること。

現状と課題

1 ユネスコ無形文化遺産への登録

- ・国は、「和紙：日本の手漉和紙技術」を平成 25 年 3 月にユネスコ無形文化遺産に推薦。平成 26 年 11 月に開催されるユネスコ政府間委員会において無形文化遺産への登録の可否が決定する見通し
- ・推薦書に記載されている構成遺産は、国重要無形文化財に団体として指定されている 3 件（石州半紙（石州半紙技術者会）、本美濃紙（本美濃紙保存会）、細川紙（細川紙技術者協会））
- ・越前和紙については、越前奉書（岩野市兵衛）が国の重要無形文化財として指定されている。
- ・また、越前和紙が伝えてきた技術を反映した多数の製作用具（「越前和紙の製作用具および製品」2,523 点）が、平成 26 年 3 月に重要有形民俗文化財に指定された。この製作用具のほとんどが現在も使用されており、越前和紙の産地では、現在も伝統的な技法による和紙の抄造技術が継承されている。
- ・重要無形文化財と重要有形民俗文化財の両方に指定されているのは、「越前和紙」のほかは「細川紙」のみである。
- ・越前和紙は、1500 年の長い歴史を持ち、石州半紙、本美濃紙、細川紙と比較しても、職人数、生産量などは格段に多い。また、奉書紙、麻紙など多様な用途の紙が作られており、国内最大の産地として、わが国の和紙の伝統技術の保存・継承に大きく貢献
- ・横山大観、平山郁夫など、わが国を代表する日本画家や、ピカソなど西洋の版画家などからも高い評価を得ている。
- ・ユネスコの無形文化遺産については、日本から「能楽」「人形浄瑠璃文学」「歌舞伎」など 22 件が登録。平成 25 年 12 月には、「和食 日本人の伝統的な食文化」が登録された。

2 伝統工芸の国際的なイベントの実施

- ・本県における国指定の伝統工芸品は、越前漆器、越前和紙、若狭めのう細工、若狭塗、越前打刃物、越前焼、越前箆笥の 7 品目
- ・北陸の伝統工芸品は、富山県が 5 品目、石川県が 10 品目、福井県が 7 品目の合計 22 品目となっており、人口比でみた伝統工芸品数は、北陸が全国最多

<本県の伝統工芸品>

	越前漆器	越前和紙	若狭めのう細工	若狭塗	越前打刃物	越前焼	越前箆笥
指定年	1975 年	1976 年	1976 年	1978 年	1979 年	1986 年	2013 年

<地域別の伝統工芸品数>

地 域	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	全国
伝統工芸品数	2	21	55	22	22	38	16	9	34	219
人口 100 万人当たり 伝統工芸品数	0.37	2.31	1.06	7.26	1.94	1.83	2.14	2.30	2.34	1.72

担当部署

産業労働部 地域産業・技術振興課 / 観光営業部 文化振興課 /
教育庁 生涯学習・文化財課

重要伝統的建造物群保存地区選定と重要文化財指定の推進

文部科学省

提 案

1 重要伝統的建造物群保存地区の選定

県内には保存すべき優れた伝統的建造物群が多数存在しているが、調査および計画策定、保存事業の実施に係る市町負担が多岐である。

これらの建造物群の保存は、地域のコミュニティ維持とまちづくりを通じた活性化の有効な手段であることから、調査から保存・活用まで総合的な支援の拡充を行うこと。

2 重要文化財の指定

本県には、北前航路や旧街道沿いの住宅のほか、由緒ある寺社仏閣の庫裏や拝殿等に優れた近代和風建築が多数存在している。

これらについては、舞鶴若狭自動車道の全線開通や北陸新幹線の金沢開業などを控え、観光資源としての活用が期待されており、保存整備を進める上からも、早急に国指定文化財に指定し、支援を行うこと。

現状と課題

1 重要伝統的建造物群保存地区の選定

- ・本県には優れた建造物群が残っており、調査から保存・活用まで総合的な支援の拡充が必要

本県に残る優れた伝統的建造物群

三国地区（坂井市）、大野城下（大野市）、今庄宿（南越前町）、宮崎地区（高浜町） 等

重要伝統的建造物群保存地区の選定

- ・選定主体：市町

- ・選定から保存事業実施までの流れ

保存対策調査→保存条例の制定→保存審議会を設置→保存地区の決定

→保存計画の策定・告示→文科大臣への選定申出→地区選定→修理・修景等の実施

- ・県内の選定地区

若狭町熊川宿（宿場町）

昭和 56 年度調査、平成 8 年度選定

小浜市小浜西組（商家町・茶屋町）

平成 2 年度調査、平成 20 年度選定

現行の国の支援策

- ・伝統的建造物群保存対策費（調査費への支援）

国補助率 2 分の 1

- ・重要伝統的建造物群保存地区保存事業（修理等への経費支援）

国補助率 2 分の 1

2 重要文化財の指定

- ・平成 21 年度から平成 23 年度にかけて、本県では近代和風建築物 96 件を詳細に調査

福井県近代建築総合調査

住宅系 31 件（中村家住宅、右近家住宅など）、宗教系 28 件（剣神社拝殿、永平寺、滝谷寺など）、

その他・国登録有形文化財 37 件（旧料亭花月楼、鳥浜酒造など）

担当部署

教育庁 生涯学習・文化財課

地方からの政策提案

- 「ふるさとの日」の法制化
- ふるさと納税をさらに使いやすい制度に
- 新たな「国人（こくど）政策」の推進

「ふるさとの日」の法制化

内閣府

提 案

日本が抱える少子化や東京一極集中といった問題の解決に向け、地方やふるさとの価値を再評価し、人の地方分散を進めていくため、以下の措置を講じること。

1 「ふるさとの日」の法制化

ふるさを思い、その大切さを再認識する国民の祝日として、秋分の日の翌日を「ふるさとの日」とするよう所要の法律の改正を行うこと。

2 「ふるさとウィーク」に併せた官民一体となったキャンペーンの実施

9月の第4週を「ふるさとウィーク」と位置づけ、ふるさとに関連する国民的行事やふるさとの食文化に関する普及キャンペーンなど、「ふるさとの日」を官民一体となって盛り上げ、人の地方分散につなげていくこと。

現状と課題

1 「ふるさとの日」の法制化

- ・祖先を敬う秋分の日と併せ、ふるさとの日に故郷の両親や知人を思い、ふるさとの大切さを再認識する。
- ・ふるさとの日の法制化により、敬老の日、秋分の日、国民の祝日と併せて、9月に大型連休を創設

※国民の祝日は、「国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）」にて規定

（平成27年の場合）

9/20	9/21	9/22	9/23	9/24	9/25	9/26
日	月	火	水	木	金	土
	敬老の日 （第3月曜）	国民の休日 （祝日の間）	秋分の日 （22～24日）	ふるさとの日 （秋分の日翌日）		

ふるさとウィーク（9月第4週）

- ・ふるさとの日を含むふるさとウィークに帰省し、地方の秋の味覚や旬の料理を食べ、国民全体が楽しみながらふるさとを見つめなおす日とする。

（アメリカの感謝祭（Thanksgiving Day）

アメリカでは、11月第4木曜日の感謝祭に、家族や親戚がふるさに帰省

家族全員で、伝統的な七面鳥料理を食べる習慣から Turkey Day とも言われる。）

2 「ふるさとウィーク」に併せた官民一体となったキャンペーンの実施

・実施するキャンペーンの例

国	国民的行事の開催（例 ふるさとへの貢献者に対する「ふるさと大賞受賞式」） 民間に対するキャンペーン事業の働きかけ
自治体	ふるさとの偉人、歌などに関するふるさと教育の実施 ふるさとの食文化に関するキャンペーンの実施 ふるさと納税のPRキャンペーンの実施
民間	帰省向けの運賃割引切符の発売 都市部における「ふるさと食のフェア」の開催 都市部における地方で使えるプレミアム商品券の販売

- ・ふるさとウィークは、秋の行楽シーズンにあたり、旬の食材も多く、ゴールデンウィーク以上の効果が期待できる。

＜ゴールデンウィークの経済効果 ※観光庁公表＞

国内旅行消費額 約 1.4 兆円（宿泊 9,272 億円、日帰り 4,454 億円）

担当部署

総合政策部 政策推進課 / 観光営業部 ブランド営業課

ふるさと納税をさらに使いやすい制度に

総務省、財務省

提 案

ふるさとを応援する仕組みとして定着している「ふるさと納税」制度が、将来にわたって広く国民に理解され、身近で簡易な手続きとなることにより、利用者にとって使いやすい制度となるよう、以下の制度を設けること。

1 給与所得等に対する「ふるさと納税」制度の充実

- (1) 個人住民税の特例控除額の上限を引き上げること。
(所得割額 1 割⇒2 割)
- (2) 個人住民税のふるさと納税に係る税額控除の適用下限額を引き下げること。
(2 千円⇒1 千円)
- (3) 年末調整による控除制度を導入すること。
(現行は確定申告が必要)
- (4) 社会保障・税番号制度による確定申告時の負担軽減を図ること。
(領収書の添付を省略)

2 退職所得に対する「ふるさと納税」制度の適用

通常の所得とは分離して課税される退職所得に係る個人住民税についても「ふるさと納税」の仕組みを適用すること。

現状と課題

- ・「ふるさと納税」制度は、本県の提唱により平成 20 年度に制度化されたもので 5 年が経過
- ・税を通じてふるさとを応援する制度として定着しており、東日本大震災における被災地への支援手段としても機能

1 給与所得等に対する「ふるさと納税」制度の充実

- (1) 特例控除額上限額を所得割額の 2 割に引き上げた場合、平均的なふるさと納税額に対する全額控除が可能

年収 700 万円、所得割 35 万円、ふるさと納税額 8 万円のケース

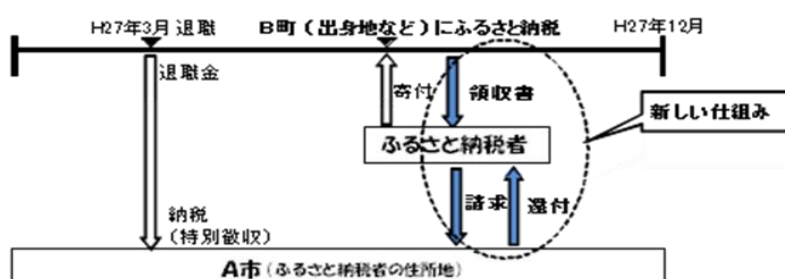
所得割額		寄付金額 80,000 円		
1 割上限	所得税	個人住民税 (基本控除)	個人住民税 (特例控除)	自己負担 21,600 円
	15,600 円	7,800 円	35,000 円	
2 割上限	所得税	個人住民税 (基本控除)	個人住民税 (特例控除)	自己負担 2,000 円
	15,600 円	7,800 円	54,600 円	

自己負担 19,600 円軽減

- (2) ふるさと納税に係る税額控除の適用下限額は2,000円であるが、納税者の自己負担を軽減するためには、1,000円以下に引き下げることが必要
- (3) ふるさと納税による寄付金控除を受けるためには確定申告が必要であり、給与所得者には手続きが煩雑であるため、年末調整による控除制度の導入が必要
- (4) 平成28年1月から導入される社会保障・税番号制度を活用し、領収証明書の添付省略など確定申告時の手続きを簡素化することが必要

2 退職所得に対する「ふるさと納税」制度の適用

- ・分離課税である退職所得に係る個人住民税には寄付金控除が認められておらず、「ふるさと納税」制度を利用することができない。
- ・退職者が「ふるさと」を応援できる仕組みづくりとして、退職所得にも「ふるさと納税」の仕組みを適用することが必要
- ・退職金によるふるさと納税見込額は約5億円（現在の納税額の2割増）
 $(350 \text{ 万人（定年退職者）} \times 0.14\% \text{（現在のふるさと納税者数の2倍）} \times 10 \text{ 万円})$



担当部署

総務部 税務課 / 総合政策部 政策統計・情報課 / 観光営業部 ブランド営業課

新たな「^{こくど}国人政策」の推進

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

提 案

日本の人口減少の一因は、大都市（特に東京）への人口集中である。

出生数を増やし、日本の国力を維持、強化するためには、少子化対策だけでなく、大都市から出生率の高い地方への人の流れを創出する政策の実行が必要である。

これまで国は、地域間の均衡ある発展や多極分散型国土を目標にインフラ網を整備してきたが、今後は投資の軸足を、人の流れを変える新たな「^{こくど}国人政策」に移すべきであり、以下の対策を講じること。

1 新たな政策の策定・実行

現在の地方から大都市へ流出する人の流れを反転させ、地方に人を定着させる新たな「^{こくど}国人政策」を中長期的な国家戦略として策定し、実行すること。

2 人と企業の地方への還流促進

（1）人と企業の地方移転の促進

- ① 国が検討を進めている法人実効税率の引下げに当たり、大都市より出生率の高い地方の引下げ幅を大きくするなど、人と企業の地方移転を促進する抜本的な税制改革を行うこと。
- ② 企業の本社機能、研究開発機能を備えた工場等の地方立地に係る投資に対する補助制度を創設すること。

（2）家族いっしょの地方転勤の促進

地方において家族向け社宅を整備する企業に対する優遇税制を創設すること。

（3）地方企業への就職の促進

地方の企業に就職した新規学卒者に対する奨学金の返還を減免する地方就職支援制度を創設すること。

3 早期の出産、子育て支援対策の充実

（1）家庭における支援策の充実・強化

結婚・出産の早期化を促進するため、20代前半で出産した母親に対する児童手当の割増し制度を創設すること。

(2) 職場における支援策の充実・強化

- ① 短時間勤務時に育児休業を取得する場合に、フルタイム勤務時と同等の育児休業給付金を支給すること。また、給付金が支給されるすべての期間において、支給率を引き上げること。
- ② 子どもの数を増やすための職場環境の整備に努めている企業や女性の活躍を支援する企業に対する優遇制度を創設すること。

4 「少子化対策ベストプラクティス地域」の指定

本県は、全国初の第3子以降の子育て支援、独自の少人数教育などを導入し、全国上位の合計特殊出生率や子どもの学力・体力を実現している。

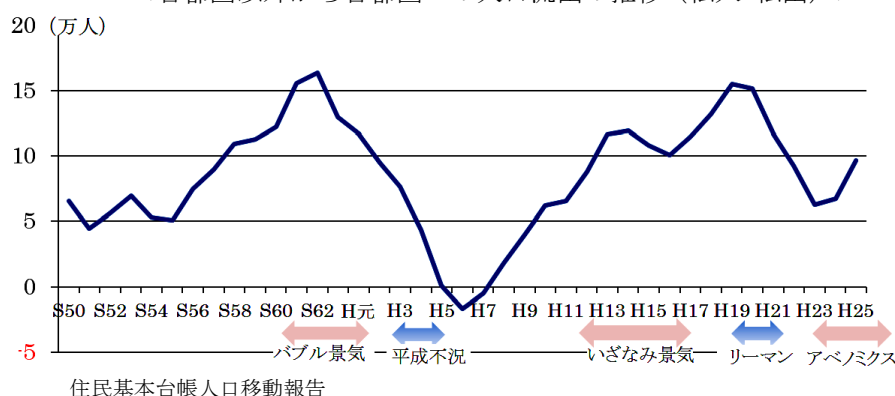
少子化の流れを食い止める新たな手法を発見するため、先進的な少子化対策を行い成果を上げている県を「少子化対策ベストプラクティス地域」に指定し、早期の出産や子育て支援対策など、これまでの延長線上にない革新的な政策の実施を支援すること。

現状と課題

1 新たな政策の策定・実行が必要となる背景

- ・日本は、平成20年から人口減少期に入り、現在の出生率の水準が続けば、50年後には人口が9千万人にまで縮小
- ・日本の出生数の減少は、出生率の低い大都市への人口集中が一因
- ・今後も、大都市への人の流れが変わらず、若者の流出が続けば、地方の人口再生産力は低下。供給源を失った大都市の人口もやがて減少し、日本の人口減少が一気に進行

＜首都圏以外から首都圏への人口流出の推移（転入-転出）＞



＜転入・転出数（平成25年）＞

	0～14 歳	15～29 歳	30～54 歳	55～64 歳	65～74 歳	75 歳～	合計
首都圏	330	98,312	5,058	▲7,085	▲2,909	2,821	96,527
首都圏以外	▲330	▲98,312	▲5,058	7,085	2,909	▲2,821	▲96,527
福井県	▲23	▲1,846	▲132	34	▲8	▲80	▲2,055

住民基本台帳人口移動報告

2 人と企業の地方への還流促進

(1) 人と企業の地方移転の促進

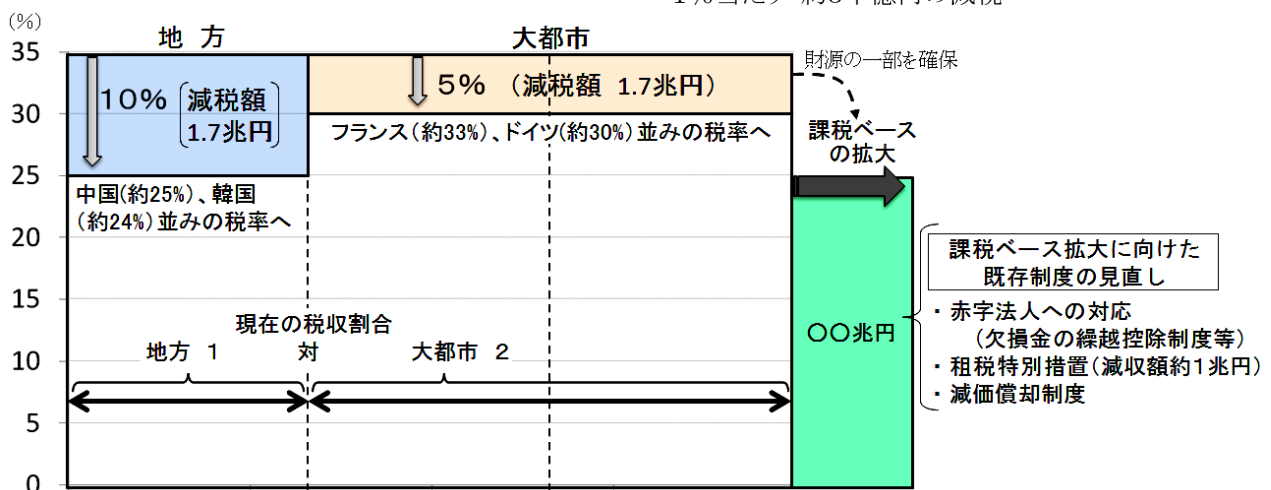
人と企業の地方移転促進税制

- ・国が検討を進めている法人実効税率の引下げに当たり、大都市より出生率の高い地方の引下げ幅を大きくするなど、人と企業の地方移転を促進する抜本的な税制改革を実施

個別企業の税額計算の際に法人住民税の分割基準を用いることにより、地域によって法人税率に差を設けることが可能。これにより、地方では、大都市と同じ減税規模でより大きな税率引下げが可能となるため、法人実効税率の国際競争でさらに優位に立つことができ、国の成長戦略にも資することになる。

＜法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大＞

※ 法人実効税率の引下げ
1%当たり 約5千億円の減税



※ 「大都市」: 年間 1,000 人以上転入超過 (平成 25 年) の次の 8 都府県

宮城県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、福岡県

※ 「地方」: 上記「大都市」を除いた地域

地方立地企業の設備投資支援

- ・企業の本社機能、研究開発機能を備えた工場等の地方立地に係る投資に対する補助制度を創設

(制度案)	対象経費	: 建屋建設、設備機械の設置
	補助率	: 1/2
	補助限度額	: 50 億円
(効果)	年間 2,000 億円の補助制度を創設した場合	
	投資額	: 4,000 億円
	雇用創出	: 約 8,000 人 ※1
	子どもの数	: 約 3,000 人増加 (8,000 人 × (1.65-1.28)) ※2
		※1 50 億円の投資で 100 人の雇用創出想定 (県内企業事例)
		※2 出生率上位 10 団体の平均 1.65、下位 10 団体の平均 1.28

(2) 家族いっしょの地方転勤の促進

家族向け社宅整備の優遇税制

- ・地方において家族向け社宅を整備した企業に対する優遇税制を創設

(制度案)	法人税: 家族向け住宅を取得した場合の割増償却 (5 年間)
	割増償却率: 28% (耐用年数 35 年以上は 40%)

(3) 地方企業への就職の促進

- ・本県では、大学進学時に約 3,000 人が県外へ流出、就職時に約 1,000 人が U ターン。
しかし、近年、特に女性の U ターンが半減

＜本県若者の U ターン＞

上段:男性 下段:女性 (人)

生まれた年	現年齢	高校時		大学進学時流入出		就職時流入出		U ターン
S49～53 年	35～39 歳	12,378	6,301 6,076	△2,922	△1,285 △1,637	945	281 664	4.5% 10.9%
S54～58 年	30～34 歳	10,657	5,477 5,210	△2,777	△1,328 △1,449	788	218 570	4.0% 11.0%
S59～63 年	25～29 歳	9,888	5,084 4,804	△2,768	△1,480 △1,288	452	223 229	4.4% 4.8%

国勢調査より

ふるさと企業就職者の奨学金減免制度

- ・県外に進学後、ふるさとの企業に就職した新規学卒者や、大都市出身で地方の企業に就職した新規学卒者に対する奨学金の返還を減免する地方就職支援制度を創設

(貸与の例 (私立大学、自宅外通学))

貸与額: 3,072,000 円 (4 年間: 64,000 円/月)

⇒ 地方の企業に就職した場合 1,536,000 円を返還免除

【福井県の取組み】

県内外の理工系大学院に在学し、県内に本社を有するものづくり企業に就職を希望する学生へ修学資金を貸与。県内のものづくり企業へ就職し、7 年間勤務した場合に返還を免除 (貸与金額 6 万円/月)

3 早期の出産、子育て支援対策の充実

(1) 家庭における支援策の充実・強化

早期出産者への児童手当の割増し

- ・20 代に結婚した女性の平均出生数は約 2 人、結婚年齢が高くなるほど出生数が減少
- ・20 代前半の年間給与総額は約 300 万円。年収が 300 万円未満の家計の教育費は、500 万円未満の家計に比べ、1 月当たり約 9 千円少ない
- ・結婚・出産の早期化を促進するため、20 代前半で出産した母親に対する児童手当の割増し制度を創設

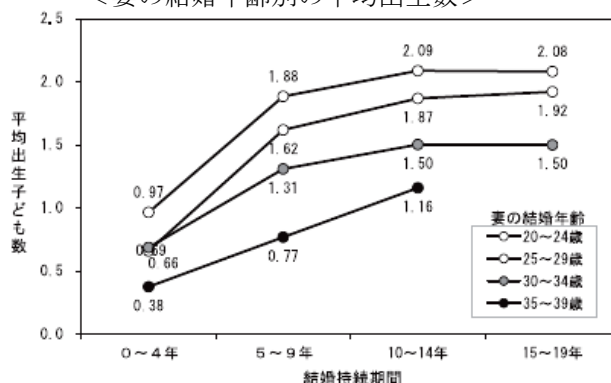
(新制度の案)

月額支給額 1 万円を加算 (児童手当との合計: 2.5 万円 *0～3 歳未満)

支給期間 6 年間 (1 人目の子どもの小学校就学まで)

所要見込額 10 万人×1 万円×12 ヶ月×6 年=720 億円

＜妻の結婚年齢別の平均出生数＞



第 14 回出生動向基本調査 (H22)

＜収入別 1 月当たり教育費＞

収入	1 月当たり教育費
300 万円未満	6,253 円
300～400 万円未満	11,091 円
400～500 万円未満	14,923 円

消費実態調査 (平成 21 年)

8,670 円
の差

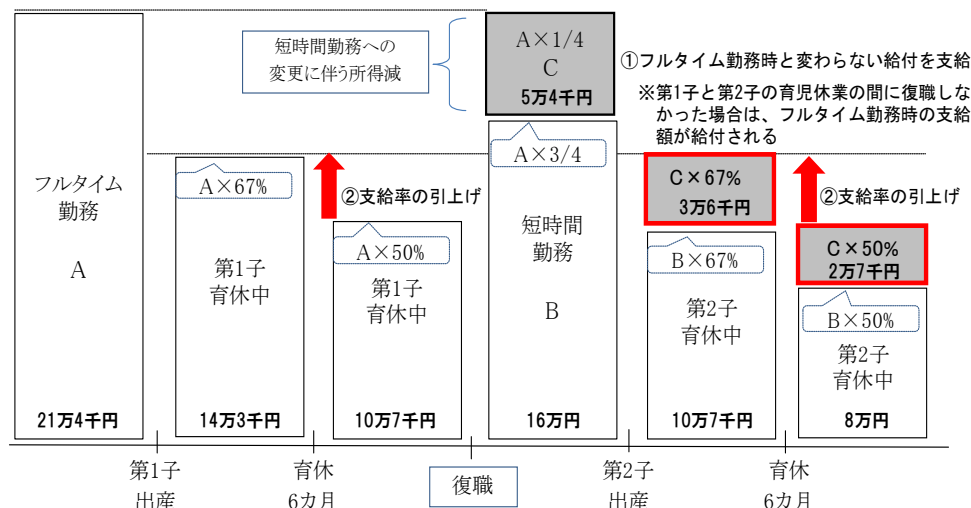
(2) 職場における支援策の充実・強化

育児休業給付金の引上げ

- ・子育て世代の出産を後押しするため、短時間勤務時に育児休業を取得する場合に、フルタイム勤務時と同等の育児休業給付額を支給
- ・育児休業の利用を促進するため、育児休業給付金が支給されるすべての期間において、支給率を引上げ

【福井県の取組み】

短時間勤務期間に出産し、1歳になるまで育児休業を取得した場合、短時間勤務取得前の育児休業給付との差額を交付



子育て環境整備・女性活躍支援企業の優遇制度

- ・子どもの数を増やすための職場環境の整備に努めている企業や女性の活躍を支援する企業に対する優遇制度を創設

(優遇制度)

- ▶ 優良企業の表彰、上場企業のPR

女性活躍支援企業をPRする「なでしこ銘柄企業」を参考に、子育て環境整備企業に対する「子宝銘柄」を創設・PR

【参考】女性活躍推進のテーマ銘柄「なでしこ銘柄」(H24～)

- ・東証1部全上場企業 約1,750社を対象に調査
- ・企業の公開情報をもとに、女性のキャリア促進、仕事と家庭の両立サポートの2つの視点から企業を評価・選定

- ▶ 公共調達における優遇措置 (入札時の評価点加算)
- ▶ 融資制度における金利優遇措置

【福井県の取組み】

- ・全国で初めて、従業員の子どもの数を企業に対して調査(平成25年度:企業749社を調査)
企業子宝率(企業の合計特殊出生率):従業員(男女を問わず)が在職している間に持つことが見込まれる子どもの数
- ・小学校就学前までの短時間勤務を可能とするなど従業員の子どもの数を増やすための取組みが評価できる企業を「子育てモデル企業」と認定・公表

4 「少子化対策ベストプラクティス地域」の指定

- ・危機的な少子化の現状を打開するためには、これまでの延長線上にない新たな政策が必要であり、先進的な施策により出生率の増加などの成果を上げている自治体による、革新的な施策の企画・実行を支援することが効果的
- ・「少子化対策ベストプラクティス地域」を指定し、新たな事業の実施を5年間、集中支援

（実践事業例）

- ・結婚・出産の早期化を促進するため、20代前半で出産した母親への児童手当に上乘せ給付
- ・育児休業給付金の支給割合の引上げなど、育休取得環境の改善
- ・産学官連携・協力による女性の地方就職促進のための実践活動の展開
- ・3世代同居や近居を促進するための住宅改修・新築への支援

【福井県の取組み】

「ふくい3人っ子応援プロジェクト」

子どもが3人以上いる家庭を応援するため、3人目以降の子どもが3歳に達するまでの保育料や病児保育、一時預かりの利用料を無料化し経済的負担を軽減（平成18年度から）

<本県の出生数、出生率の推移>

第3子以降の出生数は、「ふくい3人っ子応援プロジェクト」実施前に比べて約10%増加

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
第3子以降の出生数 (人)	1,102	1,202	1,246	1,205	1,232	1,216	1,241	1,244	1,160
()は、出生総数に占める割合 (%)	(15.4)	(16.4)	(17.3)	(16.9)	(17.5)	(17.7)	(18.4)	(18.5)	(18.0)
合計特殊出生率	1.50	1.50	1.52	1.54	1.55	1.61	1.56	1.60	1.60
()は、全国値	(1.26)	(1.32)	(1.34)	(1.37)	(1.37)	(1.39)	(1.39)	(1.41)	(1.43)

担当部署

総務部 税務課、大学・私学振興課、男女参画・県民活動課 / 総合政策部 政策推進課 /
健康福祉部 子ども家庭課 / 産業労働部 企業誘致課、労働政策課 /
観光営業部 ブランド営業課 / 教育庁 高校教育課

重点事項

- ❑ 力強い農林水産業の実現
- ❑ ウェアラブル産業の創出
- ❑ 人間力を高める質の高い教育
- ❑ 生活の質を高める医療・福祉
- ❑ 社会保障・税番号制度導入に伴うシステム構築等への対応
- ❑ 安心を守る防災・安全対策
- ❑ 災害に強い国土づくり
- ❑ 強靱な物流体制の確保
- ❑ 地域鉄道の充実・強化
- ❑ 地域の豊かな環境と自然の保全
- ❑ 「福井しあわせ元気国体2018」の開催

力強い農林水産業の実現（１）

農林水産省

提 案

農業は、食料供給や国土の保全、水源の涵養などの機能に加え、観光や環境、健康等と密接に関連する重要な産業である。ＴＰＰや米政策の見直しは農業経営に大きな影響を与えることから、生産者が不安なく意欲的に生産活動を行うとともに、農業が競争力をつけ持続的に発展していけるよう、国は責任を持って以下の対策を講じること。

1 農家が意欲を持って計画的な農業経営に取り組むための支援

農家の計画的な営農を確保するため、米政策の見直しによる米の直接支払交付金の削減分について、水田活用の直接支払交付金等を増額し農家に対する支給総額を確保すること。特に産地交付金を拡大し、客観的方法による公平な配分を実現すること。

2 中山間地域における農地の維持

中山間地域等直接支払制度について、集落で農地保全を行う場合、集落内に農地集積の空白地が生じないように、対象農地の要件を緩和して交付対象農地を集落全域に拡大すること。

3 農地集積等による競争力のある経営への転換を支援

（１）優良な農地の確保

農地中間管理機構に農地を提供した所有者等に支払われる機構集積協力金について、対象者全てに支払われるよう必要な予算を確保すること。

（２）規模拡大に取り組む農業者の確保

農地中間管理機構から農地を借り受け、規模拡大に取り組む認定農業者や集落営農組織に対する支援制度を創設すること。

4 鳥獣害対策の充実

（１）地域住民の被害防止活動を促進

イノシシ・シカ等の有害捕獲の実施や防護柵の整備等を進めるため、鳥獣被害防止総合対策交付金の事業期間を延長するとともに、侵入防止柵の管理・修繕や山ぎわの草刈りなど、地域住民による被害防止活動に対する支援制度を創設すること。

（２）処理施設の研究・開発

有害捕獲したイノシシやシカ等の効率的な処理を進めるため、安価で環境面にも配慮した処理設備の研究・開発を行うこと。

５ 収益性の高い農林水産業の実現

（１）大規模施設園芸の促進

農業用ハウスなど農業用施設の規格統一を進め、普及させること。また、ICTを活用して、品目別に温度、湿度、日射量、CO₂を細かく管理することにより、周年栽培を可能とする安価な環境制御システムの研究・開発を支援すること。

（２）産学連携による地域の農林水産業の活性化

急傾斜畦畔の自動草刈機や木材の枝打ち軽量ロボットなど、地域の特性に応じて効率的に農林水産物を生産するため、大学と中小企業が連携して複数年で行う共同研究・事業化を支援すること。

現状と課題

１ 農家が意欲を持って計画的な農業経営に取り組むための支援

- ・平成 25 年度の本県の米の直接支払交付金の加入率は、生産数量目標の 96%（全国 6 位）
- ・米政策の見直しで米の直接支払交付金が 15,000 円/10 a から 7,500 円/10 a に半減し、平成 30 年度には廃止
- ・産地交付金については、各都道府県への配分額は明らかにされていないが、全国の農業者が公平な支援を受けられる制度とすることが必要

２ 中山間地域における農地の維持

- ・中山間地域等直接支払交付金については、集落内の一部の土地が傾斜要件を満たさず交付対象外となり農地集積を阻害する場合があるため、交付対象農地を集落全域に拡大することが必要

３ 農地集積等による競争力のある経営への転換を支援

- ・国は、農地の借受け・貸付けの中間的受け皿となる「農地中間管理機構」の仕組みを整備
- ・本県の集積協力金は、事前見込額 25.8 億円に対し、配分額が 3.2 億円と著しく低い。
- ・本県は認定農業者等への農地集積は 67%まで進めており、今後意欲ある担い手の所得を拡大するためには、集積を進め規模拡大を図るだけでなく、作業効率化のための農地集約への支援が必要であり、十分な集積協力金の確保が必要
- ・米政策の見直しにおいて、農地集積により規模拡大を図る担い手に対する交付金は廃止されたが、条件が不利な農地を活用するためにも、積極的に規模拡大に取り組む農業者等への支援が必要

4 鳥獣害対策の充実

- ・鳥獣被害防止総合対策交付金は、平成 27 年度で終了予定であるが、有害鳥獣による農作物の被害額は増加しており、長期的な取り組みが必要
- ・鳥獣被害の防止効果を上げるためには、金網柵や電気柵の点検・管理、山ぎわの草刈りなど、絶え間ない地域住民の活動が必要であり、こうした活動を支援する制度が必要
- ・イノシシやシカの有害捕獲の強化を図っており、今後、捕獲後の処理頭数の増加が懸念
- ・捕獲した有害鳥獣の処理施設について、適地の確保や処理コストが大きな課題

5 収益性の高い農林水産業の実現

(1) 大規模施設園芸の促進

- ・日本の農業用ハウスなど農業用施設は、メーカーにより規格・制御システムが異なるため、規格が統一されているオランダのハウスと比較して、設置コストが割高（福井の施設の設置コストは、オランダの 1.6 倍）
- ・オランダにおいては、ハウス内の温度、湿度、日射量、CO₂ 濃度などの生育環境について、ICT を活用した自動制御を行うことにより、生産性を向上（ワーヘニンゲン大学で栽培技術の開発を集中的に実施し、農業者へ技術を提供）
- ・規格統一や制御システムの導入により、生産コストが抑えられ、施設の大規模化、園芸作物の省力化、周年栽培が可能（オランダのトマト価格は、日本の 3 分の 1）

農業用ハウスの設置コストの比較

	オランダ		福井
施設規模	6,000 m ²	10,000 m ²	5,000 m ²
設置コスト	1 億 2 千万円	1 億 6 千万円	2 億円

施設園芸の比較（トマト）

	オランダ	日本
収量	70 トン/10a	15 トン/10a
投下労働時間	990 時間/10a	1,897 時間/10a
トマト相場	100 円/kg	300 円/kg

(2) 産学連携による地域の農林水産業の活性化

- ・地域の農林水産業を活性化するため、大学と中小企業が連携し、地域の人材を活かして複数年で行う共同研究・事業化に対する国の支援措置が必要

※想定される事例

- ・急傾斜畦畔に対応した自動草刈機の開発（テーマ：中山間地域での農作業労力軽減）
- ・枝打ちロボットの軽量化、スイングヤーダ等高性能林業機械の改良（テーマ：木材搬出の低コスト化）

担当部署

農林水産部 生産振興課、地域農業課

力強い農林水産業の実現（２）

農林水産省

提 案

1 かんがい排水事業の円滑な推進

（１）国営かんがい排水事業の推進

国営かんがい排水事業「九頭竜川下流地区」の平成２８年春の全区域での通水に向け、事業を着実に進めること。

（２）関連県営事業の推進

国営事業と一体的に整備を進めている関連県営事業について、必要な支援を実施すること。

（３）新たな営農の取組みへの支援

かんがい排水事業の効果を最大限発揮させるため、水田園芸の導入など事業地域における農業農村振興策を支援すること。

2 農業水利施設の適切な保全管理の推進

（１）農業水利施設の長寿命化対策

老朽化が進行した農業水利施設について、長寿命化対策を支援すること。

（２）地域住民による保全活動

地域住民が一体となって行う農業用水などの保全管理活動を継続的に支援すること。

（３）国営造成施設の保全管理

国営造成施設の保全管理に係る支援を強化すること。

現状と課題

1 かんがい排水事業の円滑な推進

(1) 国営かんがい排水事業の推進

- ・九頭竜川下流域における塩害や用水不足などを解消するためには、国営かんがい排水事業を着実に進めることが必要

進捗状況
平成 25 年度末：供用面積 7,942ha 事業進捗 68.2% 芝原用水供用開始
平成 26 年度末（予定）：供用面積 8,982ha 事業進捗 77.2%

(2) 関連県営事業の推進

- ・関連県営事業は、国営事業と一体的に整備を進めることで相乗的な効果を発現

(3) 新たな営農の取組みへの支援

- ・かんがい排水事業の効果を最大限発揮させるためには、良質米栽培技術の確立、水田園芸の導入、省力機械導入による露地野菜の生産拡大など新たな営農の取組みが不可欠

2 農業水利施設の適切な保全管理の推進

(1) 農業水利施設の長寿命化対策

- ・本県では早い時期から基盤整備に取り組んできたため、農業水利施設の老朽化が進行し、将来にわたる施設の機能維持が課題であり、戦略的な保全管理に向けて十分な予算の確保と制度の充実が必要

(2) 地域住民による保全活動

- ・農業水利施設の機能は、地域住民による共同活動によって維持されているが、取組み拡大のため、多面的機能支払制度の強化が必要

(3) 国営造成施設の保全管理

- ・国営造成水利施設は規模が大きく、施設の点検や補修等の経費負担が大きいことから、適切な管理を行うための支援の強化が必要

担当部署

農林水産部 食料産業振興課、生産振興課、農村振興課

力強い農林水産業の実現（３）

総務省、財務省、農林水産省

提 案

1 森林等を守るための新たな税制

（１）森林吸収源対策の強化

間伐、作業道の整備、林業機械の導入など森林吸収源対策や県産材利用対策に必要な財源を十分確保し、森林整備を行う地方に配分すること。

（２）林業経営を支援する新たな税優遇策

林業経営継続のための納税猶予制度について、相続税の納税猶予の対象となる山林を拡充するとともに、贈与税における制度を創設すること。

2 木材利用の推進

（１）公共施設等による木材利用の推進

木造公共施設の整備について、複数年での契約による大規模な工事や設備工事も補助対象とするなど、支援制度を充実すること。

（２）未利用間伐材の安定供給体制の構築

木質バイオマス発電施設の原料となる未利用間伐材（Ｃ材）の安定供給のため、流通経費に対する支援制度を継続すること。

3 分収造林事業の抜本的対策

（１）日本政策金融公庫資金借入に対する金融措置

将来利息の負担を軽減するため、日本政策金融公庫借入金の補償金免除での任意繰上償還や利率引下げなどの金融政策を実施すること。

また、日本政策金融公庫借入金の償還金を国が負担する制度を創設すること。

（２）森林整備事業の拡充

条件の不利な地域が多い分収造林事業を確実に進めるため、必要な間伐や路網整備などを実施する森林整備補助制度を拡充すること。

（３）県営化した分収造林事業に対する特別交付税措置

県が引き継いで実施する林業公社の分収造林事業について、林業公社の場合と同様に特別交付税措置を講ずること。

4 外国資本等による森林買収の規制等に関する法整備

（１）森林買収の規制に関する法整備

国土保全および安全保障の観点から、外国資本等による森林買収を規制、監視していくための法整備を行うこと。

(2) 重要な水源地などの国有地化・公有地化

国民の安全・安心な生活を確保する上で不可欠な水資源を守るため、重要な水源地を国有地化するとともに、地方公共団体の公有地化を支援する制度を創設すること。

現状と課題

1 森林等を守るための新たな税制

(1) 森林吸収源対策の強化

- ・平成 26 年度与党税制改正大綱においては、「森林吸収源および地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う」とされており、適切な財源確保の具体化が必要

(2) 林業経営を支援する新たな税優遇策

- ・意欲ある担い手が、相続や贈与により森林を取得して林業を継続経営した場合、相続税・贈与税の納税を猶予することが必要
- ・森林の集約・集積により、林業経営の採算性向上を実現して林業を活性化

2 木材利用の推進

- ・木造公共施設整備に対する林野庁の補助事業は単年度契約が要件であり、対象は本体工事のみ
- ・森林・林業の再生を図るためには、森林内に放置されている未利用間伐材の効率的かつ安定的な供給体制の構築とその利用拡大が重要
- ・現在木質バイオマス発電施設への流通経費を支援する「森林整備加速化・林業再生事業」は、事業は平成 26 年度限りとなっており、引き続き支援が必要

3 分収造林事業の抜本的対策

- ・木材価格の長年にわたる下落により、国が推進してきた分収造林事業の枠組みが破綻
- ・県民の将来負担を最小限にするため、平成 25 年度末に公社の債務と事業を県が継承し、既存の県有林との一体的な施業や施業方法の見直しなど、事業の効率化を進め、コストを削減
- ・しかし、県の取り組みだけで解決できる問題ではなく、拡大造林を進めてきた国の責任において、抜本的対策を講じることが必要

4 外国資本等による森林買収の規制等に関する法整備

- ・外国資本等による水源地の買収事例が全国各地で確認されており、将来にわたる水資源の保全について不安が高まっている。
- ・県では、水源地を保全するため、土地取引の事前届出等を定めた条例を制定。不適正な利用の抑止には有効であるが、外国資本等による売買自体を制限することは不可能
- ・ダムの上流など、特に重要な水源地を確実に保全するためには、国有地化・公有地化のための新たな仕組みが必要

担当部署

総務部 財務企画課、税務課 / 農林水産部 県産材活用課、森づくり課

力強い農林水産業の実現（４）

農林水産省

提 案

近年、漁業用燃油価格が高騰し、漁業者の経営を圧迫していることから、価格高騰の影響を緩和し、漁業経営の安定・強化を図るため、以下の対策を講じること。

1 燃油経費の負担を軽減するための支援

（１）セーフティーネット対策の充実

漁業用燃油価格安定（セーフティーネット）対策について、補てん基準を見直し、漁業者への補てんを拡大すること。

（２）漁業用燃油緊急特別対策の継続

漁業用燃油緊急特別対策について、平成２７年度以降も継続すること。

（３）漁業用燃油に対する免税措置

漁業用燃油に対する免税措置について、平成２７年度以降も継続すること。

2 新規漁業就業者の確保

新規漁業就業者が、就業希望地域に応じた漁業種類の実践的な技術や知識を習得できるよう、地域の先進漁家での研修を支援する制度を創設すること。

3 天災による損害の漁業者負担を軽減

事故による損害を補てんする漁船保険制度を拡充し、台風などの天災により損害を受けた漁業者の負担を軽減すること。

現状と課題

1 燃油経費の負担を軽減するための支援

（１）セーフティーネット対策の充実

- ・漁業用A重油は、平成15年6月に41.4円/ℓであったが、平成26年4月には100.7円/ℓとなり、2倍以上に高騰
- ・セーフティーネット制度の補てん基準は、直前7年間の価格のうち、高値1年分と低値1年分を除いた5年分の平均値であるが、燃油価格は高止まりしていることから、今後、補てん基準が高値で推移し、補てん額の減少が予想される。

(2) 漁業用燃油緊急特別対策の継続

- ・国は平成 25 年 7 月から、燃油価格が特別対策発動ライン（A 重油ベースで 95 円/ℓ）を超えた場合、国の負担割合を 1/2 から 3/4 に引き上げる漁業用燃油緊急特別対策を実施しているが、平成 26 年度末までの措置

(3) 漁業用燃油に対する免税措置

- ・軽油引取税の免税措置は平成 26 年度末、漁業用 A 重油に対する石油石炭税の免税措置は 28 年度末までの措置

2 新規漁業就業者の確保

- ・国は、平成 25 年度に、漁業学校において必要な知識の習得等を行う新規漁業就業者に対する給付金制度を創設
- ・支給対象となる研修は、全国 4 施設および漁業学校に準ずる機関での研修に限定されており、里親研修のような地域において実践的な研修を受ける研修者は対象外。地域の実態に即した研修の仕組みが必要

3 天災による損害の漁業者負担を軽減

- ・普通損害保険料に対する国庫負担は、通常保険分と台風などによる異常保険分の二種類に区分
- ・近年、竜巻や豪雨などが多発していることから、これらに起因する損害に対応する異常保険分について、国庫負担の増加による漁業者負担の軽減が必要

担当部署

農林水産部 水産課

ウェアラブル産業の創出

内閣府、総務省

提 案

近年、ウェアラブル・コンピュータが新たな産業として注目を集めている。本県の眼鏡産地において、ウェアラブル関連産業を集積し、製品の開発期間を短縮するためには、規制緩和が必要である。

本県を構造改革特区に指定し、輸入したウェアラブル機器（2.4Ghz 帯 wi-fi および bluetooth 機器）が、生産国において日本の技術適合基準相当の承認を受けている場合、電波法に係る無線局の技術適合証明の取得を免除する規制緩和を行うこと。

現状と課題

- ・数年後には、眼鏡型をはじめとするウェアラブル・コンピュータの世界的な本格普及が見込まれ、日本の産業界にとっても大きなチャンス
- ・本県の眼鏡フレームの全国シェアは9割以上で、ウェアラブルメガネの国内産地として最も可能性が高い。
- ・ウェアラブル機器の開発が進むことにより、平成30年「福井しあわせ元気国体」において、例えば競技者と観客がウェアラブル機器を装着することで選手目線の臨場感ある試合観戦が可能になるなど、スポーツの新しい体験を提供できる。
- ・さらに、「福井しあわせ元気国体」から2年後の東京オリンピックにおける活用にもつながり、大きな需要が期待できる。
- ・海外製品のウェアラブル機器を国内で使用する場合には、無線局の技術適合証明が必要であり、国内で使用可能となるまでに最大6カ月程度を要し、迅速な商品開発のネック
- ・製品開発のスピードアップを図るため、生産国において日本の技術適合基準相当の承認を受けている場合に、無線局の技術適合証明の取得を免除する構造改革特区の指定について、本県が平成26年4月14日に国へ申請

（本県におけるウェアラブル関連企業の誘致策（平成26年度から））

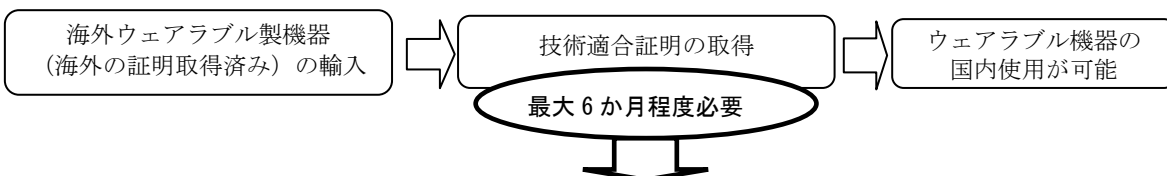
事業内容：ウェアラブル・コンピュータ関連企業の誘致にかかる補助制度

補助対象：事務所等資産の取得・改修、事務機器のリース、通信回線使用料、新規地元雇用費用

補助率：1/3

予算額：421万円

（規制緩和のイメージ）



東京オリンピック2年前の「福井しあわせ元気国体」において、リアルタイムで情報を入手しながらスポーツを観戦する新たな体験を提供

担当部署

産業労働部 産業政策課

人間力を高める質の高い教育（１）

文部科学省

提 案

1 英語教育の充実

（１）小学校における英語教科化等への対応

- ① 小学校教員養成課程において英語科目を必修にするなど、教員志願者の英語力強化に取り組むこと。

また、現職の小学校教員が長期間の英語研修を受講しやすくするなど、現職教員に対する英語研修体制を抜本的に見直すこと。

- ② すべての小学校において専科教員による英語授業が実施されるよう、教科担任制を取り入れること。

（２）中学・高校生の英語力の客観的な検証

新学習指導要領の趣旨に沿った授業実践成果を客観的に検証するため、中学生や高校生が英検等の外部検定試験を学校単位で受験する場合、検定料を免除する制度を創設すること。

2 ICT教育の充実

（１）教育環境のIT化

国が目指す教育環境のIT化について、財政措置を含めた具体的な方針を早急に明らかにすること。

（２）デジタル教科書の普及促進

- ① デジタル教科書を活用した英語学習を促進するため、紙の検定教科書と同等の価格で高校生が購入できるようにすること。
- ② 児童生徒が使いやすく、コンテンツや機能が充実したデジタル教科書が数多く普及するよう、早急に研究開発を進めること。

（３）教育用デジタルコンテンツの充実

授業中や自主学習等に活用できるデジタルコンテンツ（動画・CGアニメーション等）の開発を早急に進めるとともに、児童生徒や教員が、タブレット端末等に自由にダウンロードして利用できる環境を整備すること。

現状と課題

1 英語教育の充実

(1) 小学校における英語教科化等への対応

- ・ 小学校教員のうち英語免許を所有するものは少数
(福井県の小学校教員のうち英語免許を所有する者の割合：6% (平成 26 年 4 月現在))
- ・ 小学校 3・4 年生に導入される「外国語活動」および小学 5・6 年生に導入される「英語の教科化」に対応するため、小学校教員の英語指導力の向上が急務
- ・ 小学校 5・6 年生に対する「英語の教科化」については、中学英語への接続を考慮し、よりネイティブな英語力を身に付けた専科教員による教科担任制を取り入れることが必要

(2) 中学・高校生の英語力の客観的な検証

- ・ 中高生の英語のコミュニケーション能力を客観的に検証するためには、外部検定試験の受験が必要であるが、検定料の負担が課題

＜平成 25 年度に、英検を受験した公立の中学・高校生数＞

3 級	2,305 人	(検定料 2,800 円)
準 2 級	1,765 人	(検定料 4,100 円)
2 級	1,283 人	(検定料 4,600 円)

2 ICT教育の充実

(1) 教育環境のIT化

- ・ 国の「世界最先端IT国家創造宣言」では、「2010 年代中には、全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で教育環境のIT化を実現する」としているが、財政措置等を含めた具体的な整備方針が明らかにされておらず、将来的な環境整備計画を見通すことが困難な状況

(2) デジタル教科書の普及促進

- ・ 高校英語では、紙の検定教科書が 1,000 円未満なのに対し、デジタル教科書は 2,000 円から 6,000 円程度と高価
- ・ デジタル教科書を学校教育法上の教科書として位置付けることが検討されているが、現状のデジタル教科書には、OSによっては非対応のものが存在していることや、教科書供給会社によって機能に格差があることなどが課題

(3) 教育用デジタルコンテンツの充実

- ・ タブレット端末等を活用した学習を推進するためには、デジタルコンテンツの充実は不可欠であるが、現状では種類が少なく、独自に研究開発するのは非効率

担当部署

教育庁 教育振興課、学校教育政策課、高校教育課、義務教育課

人間力を高める質の高い教育（２）

文部科学省

提 案

1 食育教育の推進

（１）栄養教諭の専門性を生かした食育授業の強化

小・中学校の特別活動および小学校５・６年、中学校、高等学校の家庭科において、栄養教諭が単独で食育の授業ができるようにすること。

（２）栄養教諭の定数算定方法の改善

食育教育と給食栄養管理を強化するため、栄養教諭の配置数を学級数に応じて算定すること。

2 発達障害生徒への指導の充実

小・中学校の通常学級に在籍する発達障害など特別な支援を必要とする児童・生徒に対し適切な指導を行うため、小中学校の教員免許取得要件として、発達障害児童生徒への指導等に関する単位の取得を必須とすること。

現状と課題

1 食育教育の推進

（１）栄養教諭の専門性を生かした食育授業の強化

- ・栄養教諭は、教員の資格を持ちながら単独での授業実施が認められていないが、児童生徒の食生活の乱れや食物アレルギーといった喫緊の課題に対応するため、栄養教諭が主体的にカリキュラムを組み立て、専門性を生かした授業を単独で実施できるようにすることが必要

（２）栄養教諭の定数算定方法の改善

- ・本県では、栄養教諭が複数校兼務しており、各学級における食育指導は年１回程度であるが、食育教育の強化のためには、栄養教諭の配置数を増加し、食育指導の時間を増やすことが必要

（現行の本県定数：平成 26 年度 80 名
小・中学校単独実施校 42 名、共同調理場 28 名、特別支援学校 10 名
共同調理場配置栄養教諭の兼務校数 一人平均約 5 校）

2 発達障害生徒への指導の充実

- ・小中学校の通常学級において発達障害など支援を必要とする児童生徒の割合は増加傾向

（本県の通常学級において特別な支援を必要とすると考えられる児童生徒の割合
平成 20 年度 小学校 5.89%（2,794 人／47,448 人）、中学校 4.22%（1,002 人／23,755 人）
平成 24 年度 小学校 7.64%（3,353 人／43,894 人）、中学校 5.24%（1,207 人／23,042 人））

- ・通常学級において増加している発達障害児童生徒に対し、適切な指導ができるよう、通常学級を担任する教員が、その指導に対して専門能力を有することが必要

担当部署

教育庁 学校教育政策課、高校教育課、スポーツ保健課

人間力を高める質の高い教育（3）

文部科学省

提 案

1 職業教育の充実

（1）高校生の就職支援

企業での求人開拓や、生徒と企業のマッチング等を行う就職支援コーディネーターを高校に配置する制度を創設すること。

（2）高校生の国家資格取得へのチャレンジ促進

職業系高校生徒の学習意欲と技能を高めるため、生徒の国家資格取得試験に要する費用を減免する制度を創設すること。

（3）地場産業と連携した職業教育への支援

職業系高校と地場産業との連携を強化するため、職業系高校における先端技術の機械設備導入を支援すること。

（4）地元中小企業とのデュアルシステムの導入促進

職業系高校生徒による企業での長期実習（デュアルシステム）を促進するため、実習を受け入れた地元中小企業に対して奨励金を支給するなどの支援制度を設けること。

2 学校運営体制の充実

（1）学校規模の適正化

小中学校における少人数学級編成を、すべての学年において段階的に制度化すること。

（2）教職員等配置の適正化

小規模校の統廃合等の教育課題に対応するため、非常勤講師配置の制度化や教職員の加配定数の改善・拡充を行うこと。

現状と課題

1 職業教育の充実

(1) 高校生の就職支援

- ・本県では、平成 25 年度まで緊急雇用創出事業臨時特例基金事業により、退職した企業の採用担当者等を活用して、企業での求人開拓や生徒と企業のマッチングを行う就職支援コーディネーターを県立高校に配置し、高い就職率を維持
- ・退職した企業人材の社会貢献策としても有効であり、恒常的な制度化が必要

(2) 高校生の国家資格取得へのチャレンジ促進

- ・技能士等の国家資格の取得は、高校生の学習意欲や技能レベルを高めることに有効
- ・資格試験の受験料負担を無償化し、資格取得に向けた取組をさらに進めることが必要

〔 (例) 技能士試験受験料 (厚生労働省認定) ※本県高校生 延べ 101 名取得
学科試験 3,100 円、実技試験 11,900 円 (高校生以外は 16,500 円) 〕

(3) 地場産業と連携した職業教育への支援

- ・本県の代表的な地場産業である眼鏡は、近年では 3D プリンターを活用し、低コストで短納期のオーダーメイド生産に進出しており、本県では、地場産業に貢献できる人材を育成するため、今年度すべての工業系高校に、簡易型の 3D プリンターを整備
- ・職業系高校と地場産業との関わりを強化していくために、職業系高校の先端技術機器整備に対する支援が必要

(4) 地元中小企業とのデュアルシステムの導入促進

- ・職業系高校生を将来の中核的な担い手とする地元中小企業は、実習指導への人的負担等により、生徒の長期実習の受入れに躊躇する場合が多い。

〔 県立職業系高校における長期 (10 日以上) 企業実習実施状況
平成 24 年度 17 社 (64 名) 平成 25 年度 22 社 (63 名) 〕

2 学校運営体制の充実

(1) 学校規模の適正化

- ・本県では、小学 5・6 年生で 36 人学級、中学 1 年生で 30 人学級、中学 2・3 年生で 32 人学級編制を独自に実施し、全国でもトップクラスの学力を維持
- ・今年度からはティームティーチングなどのための加配教員を担任として配置することにより、2 年間かけて本県独自に小学 3 年生と 4 年生の学級編制基準を 35 人とする予定
- ・きめ細かで質の高い教育の実現のため、少人数学級の制度化が必要

(2) 教職員等配置の適正化

- ・本県では独自に、小規模校の統廃合における未学習の解消などのために非常勤講師を配置しており、児童・生徒を支援する体制の制度化が必要

担当部署

教育庁 高校教育課、義務教育課

人間力を高める質の高い教育（４）

文部科学省

提 案

地方の大学の定員減少は、若者の流出につながることから、教員養成大学における「国立大学改革プラン」の実行に当たっては、地方の大学の定員を維持すること。

地方で活躍する人材を養成する新たな組織に定員を振り替えるなど各大学の機能強化に資する改革を進めるよう配慮すること。

現状と課題

- ・平成 25 年 11 月に文部科学省が「国立大学改革プラン」を公表。教員養成大学については、教員免許の取得を卒業要件としない課程（以下「ゼロ免課程」という。）を将来的に廃止することを提示
- ・ゼロ免課程を有する上記 25 大学の 2,819 人の定員が廃止・縮小され、そのうち福井大学ほか 2 大学は、他学部や他課程への定員振り替えがなく廃止されるおそれがある。

教員免許の取得を卒業要件としない教員課程（いわゆる「ゼロ免課程」）の廃止見込み

25 大学 2,819 人

うち 定員廃止のおそれのある大学 3 大学 160 人

- ・福井大学 教育地域科学部 地域科学課程 60 人
- ・山梨大学 教育人間科学部 生涯学習課程 20 人
- ・宮崎大学 教育文化学部 人間社会課程 80 人

- ・福井大学のゼロ免課程の廃止は、県内進学を希望する学生の受け皿の削減につながり、県内企業等が必要とする本県経済を支える人材育成に大きな影響が生じる。

福井大学教育地域科学部地域科学課程（いわゆるゼロ免課程）の卒業生の状況

- ① 福井県出身者の割合（平成 20 年度～平成 24 年度 平均） 85.9%
- ② 福井県内での就職割合（平成 20 年度～平成 24 年度 平均） 76.0%

担当部署

総務部 大学・私学振興課

生活の質を高める医療・福祉（１）

厚生労働省

提 案

1 がん対策の推進

（１）がん検診の実態把握

市町村が行うがん検診受診状況に加え、職場等で行う検診も含めた地域全体の受診状況を把握する仕組みを整備し、その情報を地方自治体に提供すること。

（２）がん検診の受診促進

がん検診推進事業について平成２７年度以降も継続して実施すること。

（３）職場から市町村への情報提供システムの整備

市町村ががん検診未受診者に受診勧奨できるよう、職場でのがん検診受診者名簿を事業者が市町村に報告するシステムを整備すること。

（４）陽子線がん治療の医療保険適用と施設の適正配置の検討

治療費について早期に医療保険を適用し、適正な診療報酬を設定すること。

また、建設費の大きい粒子線治療施設について、地域ごとの適正な施設数を検討し、過剰な整備とならないよう調整を行うこと。

2 地域医療の充実

医師の地域偏在や診療科偏在を解消するため、医師の地方勤務に対するインセンティブの付与や医師不足地域への一定期間の勤務義務付け、需給調整に必要な開業規制などの措置を講じること。

また、国が設立した「日本専門医機構」が検討している専門医の養成プログラムの基準に、一定期間の地域医療勤務を取り入れ、地域医療の支援を充実すること。

現状と課題

1 がん対策の推進

(1) がん検診の実態把握

- ・国のがん対策推進基本計画（平成 24 年 6 月）では「5 年以内のがん検診の受診率 50%以上」の目標を掲げているが、事業者や健康保険組合、人間ドックによるがん検診の受診状況は未把握（抽出調査に基づく推計のみ）
- ・がん対策推進基本計画においても、職域等のがん検診の受診率の定期的な把握の仕組みがないことが課題となっており、実態のより正確な分析を行うために早急な対策が必要

(2) がん検診の受診促進

- ・子宮がん・乳がんに対する無料クーポンは、クーポン無配布の同年齢の受診率と比較して 10%以上の上昇効果が見られたため、継続した取り組みが必要

がん検診推進事業	
一定年齢に対する無料クーポン、検診手帳の配布	
子宮がん・乳がん：	(平成 25 年度 配布人数)子宮がん約 23,000 人、乳がん約 27,000 人
大腸がん	：(平成 25 年度 配布人数)約 52,000 人

(3) 職場から市町村への情報提供システムの整備

- ・本県は中小企業の割合が高く、約 70%の事業所では従業員に対するがん検診を実施していないと推測されるが、職場がん検診受診者（未受診者）の名簿が把握できれば、市町は、未受診者に対して効率の良い受診勧奨が可能

(4) 陽子線がん治療の医療保険適用と施設の適正配置の検討

- ・県立病院陽子線がん治療センターが平成 23 年 3 月から陽子線治療を開始。25 年度末時点で 459 名を治療
- ・先進医療のため、治療に付随する検査や投薬は公的医療保険の対象であるが、240～260 万円の治療費は保険対象外であり、全額自己負担
※保険適用した場合に必要な医療保険概算額（全国ベース）：約 80 億円
- ・粒子線（陽子線・重粒子線）がん治療施設は全国で 12 施設が稼働中（整備・計画中を含めると 19 施設）。過剰投資とならないよう、全国的な整備のあり方について検討が必要

2 地域医療の充実

- ・平成 16 年度の新医師臨床研修制度の導入により、研修医が研修先を自由に選べるようになる一方で、研修医の都市部への集中が加速し、地方の医師不足は深刻な状況
- ・救急科やリハビリ科などは医師の不足率が高く、診療科偏在の解消が必要
※医師の不足率（平成 22 年 6 月現在 全国調査）救急科：17.2%、リハビリ科：18.5%、全診療科：9.9%
- ・平成 26 年 5 月に国が設立した「日本専門医機構」は、専門医の認定・更新基準や養成プログラム・研修施設の基準を作成予定
- ・基準において、専門医の養成プログラムに一定期間の地域医療勤務を取り入れ、現在以上に医師が遍在することのないよう、地域医療に十分な配慮が必要

担当部署

健康福祉部 地域医療課、健康増進課

生活の質を高める医療・福祉（２）

厚生労働省

提 案

1 エイジング・イン・プレイスの推進

（１）在宅医療を支える訪問看護の充実

平成２７年度の介護報酬改定に当たっては、複数の訪問看護事業所が連携して訪問看護を行う場合の介護報酬の算定方法の改善など、地方の実情を踏まえた措置を講じること。

（２）在宅ケア拡大のカギとなる２４時間訪問サービスの普及促進

地方において「２４時間対応の訪問介護看護サービス」を普及するため、このサービスと組み合わせた高齢者向け住宅の整備を支援すること。

（３）家族の負担軽減となる一時宿泊サービスの制度化

家族の都合等により一時的に在宅でのケアが困難となる在宅療養者の受入場所である指定通所介護事業所における一時宿泊サービス（お泊りサービス）について、基準を設け制度化すること。

2 介護保険制度改革に対する地方の意見の反映

介護保険制度改革の詳細を規定する政省令や指針（ガイドライン）の作成に当たっては、地方の実情に即したものとなるよう地方に意見を聞く機会を設けること。

3 介護職員等の処遇改善

平成２７年度の介護報酬改定に当たっては、介護職員等のさらなる給与水準の改善につながるよう、適切な報酬の設定を行うこと。

その際には、報酬改定が確実に処遇改善につながる仕組みにすること。

4 住所地特例の拡大

介護保険制度における住所地特例を、救護施設や障害者支援施設などの福祉施設にも拡大すること。

5 障害者支援対策の強化

（１）日常生活用具給付等事業の充実

日常生活用具給付等事業について、災害時の緊急避難情報受信などに対応できる携帯端末を給付の対象とすること。

(2) 障害福祉サービスにおける報酬の算定要件の緩和

障害福祉サービス事業所が利用者の送迎を行った場合の報酬の算定要件について、地域の実情に応じて対応できるよう都道府県の裁量に委ねること。

現状と課題

1 エイジング・イン・プレイスの推進

(1) 在宅医療を支える訪問看護の充実

- ・中重度の要介護者が24時間安心して在宅での医療・介護サービスを受けるためには、訪問診療に加え、訪問看護によるきめ細かい医療サービスの提供が重要
- ・また、地方では小規模な訪問看護事業所が多く、24時間対応できる訪問看護サービスを充実させるため、同一月に複数事業所が連携して訪問看護を提供する場合も各々介護報酬を算定できるよう、地方の実情を踏まえた介護報酬の拡充が必要

(2) 在宅ケア拡大のカギとなる24時間訪問サービスの普及促進

- ・平成24年度から導入された新たな介護サービスである「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス(24時間訪問サービス)」は、地方では需要が見込みにくく、事業者の同サービスへの参入は少ない。
- ・事業者の参入を促すためには、利用者を安定的に見込める「サービス付き高齢者向け住宅」に24時間訪問サービス事業を併設することが有効

(3) 家族の負担軽減となる一時宿泊サービスの制度化

- ・「お泊りサービス」事業は介護保険制度外のサービスであり、宿泊料金や事業内容は事業所ごとに異なる。
- ・「お泊りサービス」事業において、一定以上の質を確保するためには、国による統一した基準が必要

2 介護保険制度改革に対する地方の意見の反映

- ・平成26年2月12日に国会に提出され、現在審議中の介護保険法の一部改正案では、要支援者に対する保険給付の一部の市町村事業への移行や、特別養護老人ホームへの新規入所者について中・重度要介護者への重点化などを行うこととしているが、制度設計の詳細は法案成立後政省令やガイドラインで示される予定
- ・制度設計については、地方の意見を反映したものとすることが必要

3 介護職員等の処遇改善

- ・介護報酬の処遇改善加算(平成24～26年度)について、国は、前回の報酬改定の際に、平成27年度以降は、加算ではなく基本報酬において適切に評価を行う方針を示している。

処遇改善加算による介護職員一人当たりの賃金改善額(福井県・平成24年度)	
介護事業所	約17,000円/月
障害者施設	約22,000円/月
- ・要介護者の増加が見込まれる中、訪問看護師を確保しサービスを拡充するため、訪問看護師の処遇改善が確実に行われるよう、訪問看護に係る基本報酬を適切に設定することが必要

4 住所地特例の拡大

- ・住所地特例対象外の福祉施設から介護保険施設に入所者が移転した場合、移転前の福祉施設所在地の市町村が介護保険者として費用を負担することになるため、他市町村の住民を受け入れる福祉施設が多い市町村では、財政負担が増加

5 障害者支援対策の強化

(1) 日常生活用具給付等事業の充実

- ・障害者等の日常生活を円滑にするための用具の支給については、障害者総合支援法に基づき、市町村が実施
- ・「障害者専用」に開発され、日常生活品として一般に普及していないもの」が要件（厚生労働省告示）のため、一般に普及している器具は、障害者の日常生活を向上させるものであっても支給対象外
- ・聴覚障害者が情報伝達手段として活用している多機能携帯端末など、現在対象になっていないものも、災害時の活用など障害者の安全・安心な生活に必要

※特に災害時には、行政からの情報提供が従来のFAXに加えメール配信が増えており、聴覚障害者に対する文字や手話での情報提供や双方向のコミュニケーションを可能にする情報通信機器の配置は、一般に普及している機器であっても必要

日常生活用具等給付事業

障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与する事業

対 象 者：日常生活用具を必要とする障害者、障害児

実施主体：市町村

費用負担：①補助金の負担割合 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4

②利用者負担 原則 1 割

(2) 障害福祉サービスにおける報酬の算定要件の緩和

- ・障害福祉サービス事業所が居宅と事業所間で利用者の送迎を行った場合、通常の報酬に加え、送迎加算（27 点/人・回）を算定可能
- ・厚生労働省通知において、送迎加算算定の要件を「居宅と障害福祉サービス事業所の往復」に限定しており、それ以外の場所への送迎は対象外
- ・「最寄駅と障害福祉サービス事業所」間の送迎など、地域の実情に応じた送迎サービスについて、送迎加算の対象を都道府県の裁量で決定できるようにすることが必要

担当部署

健康福祉部 長寿福祉課、障害福祉課

生活の質を高める医療・福祉（３）

文部科学省、厚生労働省、国土交通省

提 案

1 幼児教育・保育の充実

子ども・子育て支援新制度においては、待機児童の解消に偏ることなく、保育所・幼稚園・認定こども園の人員配置基準の引上げや職員の処遇改善など、教育・保育水準を向上する制度とすること。

2 多世代同居による子育てを支援

家庭での相互扶助により子育てができる３世代（多世代）同居を促進するため、交付税等による財源保障の措置を講じた上で、小規模家屋に適用されている固定資産税や不動産取得税の軽減措置を、３世代以上が同居する家屋についても適用すること。

3 「放課後児童クラブ」および「放課後子ども教室」の運営

（１）小規模な放課後児童クラブに対する支援の充実

放課後児童クラブ運営費に対する国庫補助金について、補助対象の児童受入れ人数要件を撤廃し、小規模なクラブにも支援すること。

（２）「放課後児童クラブ」および「放課後子ども教室」制度の統一

「放課後児童クラブ」および「放課後子ども教室」の所管を一本化し、制度を統一すること。

4 非婚母子（父子）世帯の支援

婚姻歴のないひとり親を所得税法における寡婦（夫）控除の適用対象とすること。

現状と課題

1 幼児教育・保育の充実

- ・国の子ども・子育て支援新制度は、平成 27 年度から本格運用開始予定
- ・新制度においては、地域の子育て支援の量の拡充だけでなく、質の向上を進めていくこととしている。
- ・保育所等職員の賃金は低い水準にあり、改善が必要

〔 本県の平均賃金（月額）
保育士：22 万 7 千円、全産業：29 万 4 千円 〕

- ・延長保育や夜間保育など、多様化するニーズに対応するため、保育士の業務が増加
- ・消費税率引上げによる財源は、待機児童解消のための措置や、保育の質の改善（職員配置や処遇の改善）に充当されるが、その配分割合について、待機児童解消に偏ることなく、保育の質の改善に必要な額を確保することが必要

2 多世代同居による子育てを支援

提案する制度

小規模住宅に対する税の軽減措置を、3世代以上が同居する全ての住宅に適用

（小規模住宅に対する軽減措置の概要）

固定資産税：延床面積 280 ㎡を下回る家屋について、120 ㎡分に相当する税額を 2 分の 1 に減額

不動産取得税：延床面積 240 ㎡を下回る家屋について、1,200 万円を評価額から控除

3 「放課後児童クラブ」および「放課後子ども教室」の運営

（1）小規模な放課後児童クラブに対する支援の充実

- ・放課後児童クラブの受入れ対象は、小学 3 年生までの留守家庭の児童となっているが、平成 27 年 4 月からは、対象学年が小学 6 年生まで引き上げられる予定
- ・受入れ対象の拡大に伴い、施設の増加が必要
- ・国の放課後児童クラブ運営費補助金は、9 人以下の施設などが対象外となっており、小規模な放課後児童クラブに対して支援が必要

福井県の取組み

ミニ児童クラブ育成事業

国が運営費補助対象外としている小規模な放課後児童クラブの運営費を補助（県 1/2、市町 1/2）

補助額：1 件当たり 825 千円（受入児童 5～9 人）、1 件当たり 950 千円（10～19 人）

（2）「放課後児童クラブ」および「放課後子ども教室」制度の統一

- ・「放課後子ども教室」は希望するすべての児童が利用できるが、「放課後児童クラブ」は家庭環境（留守家庭かどうか）により利用が制限され、すべての児童が利用できるわけではないため、制度を統一し、希望するすべての児童が利用できるようにすべき

4 非婚母子（父子）世帯の支援

- ・婚姻歴のない母および父は所得税の寡婦（夫）控除の対象外
- ・さらに、保育料や公営住宅家賃は、所得控除後の所得により算定されるため、婚姻歴のないひとり親は死別および離婚によるひとり親と比べて税金だけでなく保育料や家賃の負担も大きい。

担当部署

総務部 税務課 / 健康福祉部 子ども家庭課 / 土木部 建築住宅課 /
教育庁 義務教育課

社会保障・税番号制度導入に伴うシステム構築等への対応

総務省、厚生労働省

提 案

社会保障・税番号制度の導入に伴うシステムおよびネットワーク構築・改修や維持管理に要する経費は、この制度が国家的な社会基盤であることから原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

現状と課題

- ・経緯および今後の予定

平成 25 年 5 月	社会保障・税番号制度関連四法成立・公布
平成 26、27 年度	地方自治体におけるシステム・ネットワーク構築・改修
平成 28 年度	国と地方自治体等との連携テスト
平成 29 年 7 月	国と地方自治体等との連携開始
- ・社会保障・税番号制度の目的は、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現であるため、これまでも全国知事会等において、地方に新たな負担が生じないよう要望（平成 26 年 5 月）
- ・特に、統合宛名システムについては、平成 26 年 5 月に総務省から示された「平成 26 年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金」の一次配分額と本県の見積額に大きな乖離があり、その原因を分析し、不足分については、国による追加の財政措置が必要

担当部署

総合政策部 政策統計・情報課

安心を守る防災・安全対策（１）

文部科学省、厚生労働省、国土交通省、防衛省

提 案

1 耐震化等の促進

（１）公立学校施設

公立学校施設の防災拠点としての機能強化に対する支援を充実すること。

（２）私立保育所

平成２６年度で終了する安心こども基金に代わり、耐震化を支援する新たな制度を設けること。

（３）公民館等公共施設

災害時に地域の一次避難所として活用される公民館等の公共施設について、耐震化やバリアフリー化、防災用資材の保管場所整備などの機能強化に対する支援制度を創設・拡充すること。

（４）水道施設

ライフライン機能強化等事業の採択基準を緩和すること。

2 特別警報等の防災気象情報の改善、精度向上

（１）特別警報発表の範囲の見直し

特別警報の対象範囲を府県予報区単位で判断する現在の運用は、県や市町の防災対策における混乱や、住民の特別警報に対する誤った認識につながりかねないため、市町村単位または地域単位で特別警報発表を判断するよう見直すこと。

（２）防災気象情報の精度向上

局地的短時間集中豪雨の頻発に対し、迅速な防災対策や住民避難を図るため、XバンドMPレーダの全国配備やCバンドレーダの高性能化により、気象等の観測体制を充実強化し、防災気象情報の精度を向上させること。

3 災害時の迅速な救助体制の強化

地震や豪雨等の災害時において迅速な救助等を行うため、本県唯一の自衛隊基地である陸上自衛隊鯖江駐屯地の人員の増加および施設の拡充を実現すること。

現状と課題

1 耐震化等の促進

(1) 公立学校施設

- ・避難所に指定されている公立学校を地域の防災拠点として活用するため、防災機能強化事業の補助率引上げなどによる整備促進が必要

(2) 私立保育所

- ・安心こども基金は平成 26 年度までの措置
- ・国は平成 27 年度からの子ども子育て支援新制度において、保育所への給付費の中に修繕等の施設整備のための減価償却費を組み込むことを検討中
- ・耐震化のための改築費用については、給付費の中の減価償却費相当額だけでは不足するため、十分な支援を行う新たな制度が必要

(3) 公民館等公共施設

- ・避難施設に指定されている県内 178 の公民館のうち、58 の公民館（約 33%）は耐震補強工事が必要

(4) 水道施設

- ・本県の水道施設（基幹管路）の耐震化率 30.7%（全国 24 位）【全国平均 33.5%】
- ・老朽管更新事業等の採択基準の変更により、平成 22 年度から県内 4 市町が採択外
採択基準の変更：資本費単価の引上げ 70 円/m³→90 円/m³
県内 4 市町の資本費：福井市（76.5 円）、坂井市（75.4 円）、永平寺町（61.1 円）、敦賀市（46.7 円）

2 特別警報等の防災気象情報の改善、精度向上

(1) 特別警報発表の範囲の見直し

- ・平成 25 年 9 月の台風 18 号による大雨により、本県に全国で初めて大雨特別警報発表
＜発表日時＞ 9 月 16 日午前 5 時 5 分 対象地域：京都府、滋賀県、福井県
- ・本県の嶺南地域の市町では記録的な大雨となったのに対し、嶺北地域の各市町では降水量等が特別警報基準に達していなかった。
＜48 時間降水量＞ 例 小浜市（嶺南地域）：実績 413.5 ミリ/降水量基準 329 ミリ
勝山市（嶺北地域）：実績 97.5 ミリ/降水量基準 336 ミリ
- ・一方、東京都の伊豆大島では、平成 25 年 10 月の台風 26 号の影響により、降水量は特別警報の基準を大幅に上回っていたものの、降水の範囲が“府県程度の広がり”に達しなかったため、特別警報は発表されず、死者・行方不明者が約 40 名の被害に見舞われた。
＜被害状況＞ 例 大島町：実績 824 ミリ/降水量基準 419 ミリ

(2) 防災気象情報の精度向上

- ・局地的短時間集中豪雨に対する迅速な住民避難と水防活動には、XバンドMPレーダおよびCバンドレーダの高性能化によるきめ細かな降雨状況の把握が不可欠
- ・国土交通省では、Cバンドレーダの補完のため、高性能なXバンドMPレーダを政令指定都市、中核市を対象に整備

〔 Cバンドレーダ：半径 120km・1km メッシュ・5 分間隔、全国 26 基整備
XバンドMPレーダ：半径 60km・250m メッシュ・1 分間隔、全国 35 基整備 〕

- ・本県内にはXバンドMPレーダはなく、隣県のレーダの狭間となり定量観測ができないことから、XバンドMPレーダの県内設置もしくはCバンドレーダの高性能化（MP化）が必要

〔MP（マルチパラメータ）

従来の気象レーダは、降雨状況を水平方向に振動する電波で観測しているが、MP化されたレーダでは水平・垂直2種類の電波で観測することにより、短時間で高精度な降雨強度の推定が可能となる（観測間隔5分→1分）

〕

3 災害時の迅速な救助体制の強化

- ・陸上自衛隊鯖江駐屯地は、本県唯一の自衛隊基地であり、平成25年9月の台風18号による豪雨災害時には、被災者の救出救助活動に従事
- ・全県的な災害時には、現状の人員、機材では不足しており、規模の大きな災害にも対応できるよう、人員の増加および施設の拡充が必要

担当部署

総務部 市町振興課 / 安全環境部 危機対策・防災課 / 健康福祉部 子ども家庭課、
医薬食品・衛生課 / 土木部 砂防防災課 / 教育庁 教育振興課、生涯学習・文化財課

安心を守る防災・安全対策（２）

警察庁

提 案

原発テロに係る対処能力の強化

1 防護力の強化

実戦的な射撃訓練を実施するための中距離射撃場を整備すること。

2 緊急展開力の強化

緊急時の部隊投入に要する時間を大幅に短縮するための待機寮を備えた嶺南機動隊庁舎等を整備すること。

3 現場指揮機能の強化

放射性物質の拡散に対応できる現場指揮機能を確保するための現場指揮車、情報収集車および高機動型NBCスーツ（核・生物・化学防護服）を整備すること。

現状と課題

○ 原発テロに係る対処能力の強化

- ・国際テロ情勢が依然として厳しい状況で推移している中、福井県には、テロの標的となるおそれのある原子力関連施設が集中立地
- ・福島第一原子力発電所事故により、原子力関連施設のぜい弱性が露呈したことから、全国唯一の専従部隊である原子力関連施設警戒隊の「緊急展開力」、「防護力」および「現場指揮機能」をさらに強化していくことが必要

1 防護力の強化

- ・特殊銃の射撃訓練は遠方に出向く必要があり、訓練時間の確保が困難
- ・中距離射撃場の新設により、十分な訓練時間を確保し、想定される脅威に応じた実戦的な射撃訓練の実施が必要

2 緊急展開力の強化

- ・待機宿舎が嶺南各地に分散しており、緊急時の応招に相当な時間を要する。
- ・待機寮を備えた庁舎を新設することにより、要員の応招、現地への投入に要する時間を大幅に短縮。車両・装備等の拡充に伴う車庫の整備も必要

3 現場指揮機能の強化

- ・原発に対するテロが発生し、高濃度の放射性物質が拡散した場合、安全な地域に現場指揮機能の移転を余儀なくされ、現場活動に支障
- ・本県のような原発集中立地においては、固定された拠点からの指揮体制のほか、いかなる状況にも対応できる機動力を備えた現場指揮体制の構築が必要

担当部署

県警本部 警備課

災害に強い国土づくり

国土交通省

提 案

1 ダム事業の推進

(1) 足羽川ダム建設事業の推進

足羽川流域の抜本的な治水対策として必要不可欠な足羽川ダムについて、地域の安全を確保するため、1日も早いダム完成を目指し、事業を強力に推進すること。

(2) 補助ダム建設事業の推進

河内川ダム、吉野瀬川ダムについては、流域の治水・利水両面から安全・安心が早期に図られるよう必要な予算措置を行うこと。

(3) 直轄河川事業の推進

九頭竜川、日野川および北川については、早期に安全・安心が確保されるよう事業を推進すること。

2 幹線道路の整備促進

(1) 国道8号福井バイパスの早期完成

交通渋滞の緩和や安全性の向上のため、未供用区間であるあわら市笹岡・坂井市丸岡町今福間（5.4 km）を一日も早く完成すること。

(2) 国道417号冠山峠道路の早期完成

国道417号の交通不能区間を解消し、地域間交流や広域観光につながる冠山峠道路を早期に完成すること。

3 幹線道路の除雪体制の強化

(1) 北陸自動車道や国道8号の除雪体制の強化

- ① 大型トラック等がスリップしやすい箇所に、ロードヒーティング等の対策を講じること。
- ② 積雪予測に基づき、余裕を持って普通タイヤ車両の通行規制を講じること。

(2) 舞鶴若狭自動車道や国道27号の除雪体制の強化

- ① 画像情報を共有するなど、連携体制を強化すること。
- ② 近年の大雪時の混乱を教訓に、舞鶴若狭自動車道の全線開通に対応した除雪機械の増強など除雪体制を強化すること。

現状と課題

1 ダム事業の推進

(1) 足羽川ダム建設事業の推進

- ・平成 18 年 10 月、国・県・地元池田町が基本協定を締結し事業を推進
- ・既に池田町と水没住民の理解は得られており、平成 16 年 7 月の福井豪雨により被害を被った福井市をはじめ関係自治体・住民は、早期の建設を強く要望
- ・平成 24 年 7 月、国土交通大臣は、足羽川ダムの事業継続を決定
- ・平成 25 年 3 月、地権者団体と損失補償基準について合意
- ・現在、順次補償契約を締結中

(2) 補助ダム建設事業の推進

- ・河内川ダムは、ダム本体工事に着手しており、平成 31 年度完成予定
- ・吉野瀬川ダムは、付替道路の工事を実施中

進捗状況
河内川ダム：事業進捗 59.2%（ダム本体工事に着手）
吉野瀬川ダム：事業進捗 59.2%（付替道路工事中）

(3) 直轄河川事業の推進

- ・九頭竜川は、引き続き中藤新保地区の河道掘削が必要
- ・日野川は、引き続き恐神地区の改修が必要
- ・北川の水取地区の河道掘削を実施中であり、着実に進捗すべき

2 幹線道路の整備促進

(1) 国道 8 号福井バイパスの早期完成

- ・現道は交通量が多く（15,963 台/日）混雑しており、死亡事故も 8 件（平成 19 年から平成 25 年まで）発生
- ・交通渋滞の緩和や安全性の向上のため、バイパス未供用区間の早期の完成が必要

全体計画	越前市塚原町～あわら市笹岡	42.2km	昭和 41 年度事業着手
未供用区間	あわら市笹岡～坂井市丸岡町今福	5.4km	

(2) 国道 417 号冠山峠道路の早期完成

- ・現道は急カーブ・急勾配区間が多数あり、冬季や悪天候時は全面通行止め
- ・道路完成により福井県鯖江市から岐阜県大垣市までの所要時間は、3 時間 30 分から 2 時間 20 分に 1 時間 10 分短縮

全体計画	岐阜県揖斐郡揖斐川町塚奥山～福井県今立郡池田町田代	7.8km	平成 15 年度事業着手
冠山峠 2 号トンネル	4.8km	平成 26 年 5 月福井県側から着工	

3 幹線道路の除雪体制の強化

- ・平成 24 年 1 月 24 日の大雪の際、京都府との県境付近において、舞鶴若狭自動車道と国道 27 号で、同時に通行止めが長時間発生（約 9 時間）
- ・平成 25 年 1 月 26 日に武生・木之本間で、事故と降雪により、北陸自動車道と国道 8 号バイパスにおいて同時に通行止めが発生（約 2 時間）
- ・舞鶴若狭自動車道の全線開通に対応した除雪対策の充実が必要
- ・北陸と関西、中京をつなぐ交通の要所の機能不全というだけでなく、災害時における避難体制にも大きく支障を来すものであり、除雪体制の強化が必要

担当部署

土木部 道路建設課、道路保全課、河川課

強靱な物流体制の確保

国土交通省

提 案

1 敦賀港の整備と利活用の促進

(1) 鞠山南地区多目的国際ターミナルの岸壁整備

鞠山南地区多目的国際ターミナルの港湾機能の強化に必要な岸壁等の整備を行うこと。

(2) 鞠山防波堤の早期完成とうねり対策

静穏度確保のための鞠山防波堤の早期完成とうねり対策を実施すること。

(3) フェリー・RORO船岸壁の耐震補強

地震時における安全性を確保し、日本海側の物流拠点としての役割を担うためフェリー・RORO船岸壁の耐震補強を早期に実現すること。

(4) 大型クルーズ客船の入出港対応

大型クルーズ客船の入出港時に必要となる航行安全調査の国による実施および係船柱や防舷材など係留施設を整備すること。

(5) 国有施設の付帯設備の修繕

国有施設における大型防舷材などの付帯設備を修繕すること。

2 福井港の整備

(1) 離岸堤の整備と護岸改良

国家石油備蓄基地や県内最大の工業団地テクノポート福井の保全のため、福井港海岸の離岸堤整備および護岸改良を早期に完成すること。

(2) 航路の安全性確保

- ① 航路幅を確保するための浚渫を行うこと。
- ② 防砂堤の延伸などの土砂堆積軽減対策を行うこと。

(3) 重要港湾への格上

県内最大の工業団地テクノポート福井が背後に立地しており、物流の中核を担う港として、重要港湾に格上げすること。

現状と課題

1 敦賀港の整備と利活用の促進

(1) 鞠山南地区多目的国際ターミナルの岸壁整備

- ・鞠山北地区のフェリー・RORO船のふ頭用地不足を解消することが必要
- ・新たな貨物を扱うためふ頭用地の拡大が必要

(2) 鞠山防波堤の早期完成とうねり対策

- ・敦賀港内の静穏度を確保するため、現在整備中の鞠山防波堤整備の早期完成が必要
- ・鞠山南岸壁において冬季風浪によるうねりが発生し、コンテナ船の荷役が長時間に及ぶなど荷役障害が発生。防波堤および岸壁を整備している国が対策を講じることが必要

(3) フェリー・RORO船岸壁の耐震補強

- ・鞠山北D岸壁では、年間約6万6千人が内航フェリーを利用しており、地震時における安全性の確保が急務
- ・川崎松栄岸壁（国際RORO）は、二重の防波堤に守られ、防災上の安全性が高いものの、耐震化が未了
- ・平成25年度から国の直轄事業にて、フェリー・RORO船岸壁の耐震補強が可能となり、日本海側の物流拠点としての役割を担うためにも、早期の耐震補強が必要

(4) 大型クルーズ客船の入出港対応

- ・平成25年度に「敦賀みなと振興会」が設立され、官民ともに海外クルーズ客船の誘致活動を本格化
- ・海上保安庁からの要請として、大型船の入出港の前には、航行安全調査（シミュレーション）の実施が必要
- ・船社からの要請として、大型船に対応した係船柱や防舷材等の整備が必要

(5) 国有施設の付帯設備の修繕

- ・鞠山北D岸壁にはフェリー用の大型防舷材を設置しており、定期航路を維持するには、定期的な交換が必要

2 福井港の整備

(1) 離岸堤の整備と護岸改良

- ・冬季風浪により、護岸前面消波ブロックの飛散と越波や吸出しによる護岸背後水叩きの陥没被害が発生。防波堤や消波ブロックも被災

(2) 航路の安全性確保

- ・福井港は九頭竜川付近に位置し、冬季風波の影響等により土砂が堆積しやすく、県では毎年航路整備を実施

(3) 重要港湾への格上

- ・平成12年の港湾の格付けで福井港は重要港湾から地方港湾に変更されたが、県内最大の工業団地（テクノポート福井）が背後に立地しており、立地企業からは、大型船が係留可能な岸壁整備や航路水深の確保の要望あり
- ・平成17年には、福井港が関税法上の開港指定。外国貿易船が直接入港可能となり、貨物輸送時間や輸送コスト面で大きな効果あり
- ・福井港の取扱貨物量は平成25年実績で1,651千トン（全国重要港湾103港のうち75番目に相当）

担当部署

産業労働部 企業誘致課 / 土木部 港湾空港課

地域鉄道の充実・強化

国土交通省

提 案

1 地方鉄道の充実・強化

(1) 福井鉄道への支援

平成21年2月に国から認定を受けた福井鉄道福武線の鉄道事業再構築実施計画の着実な実施に向け、計画に掲げている必要な財源を、国は確実に確保すること。また、路面軌道改修についても早期の完成に向け、必要な予算を十分確保すること。

(2) えちぜん鉄道への支援

えちぜん鉄道は、地域に必要な鉄道を存続させるため、平成14年から県や沿線市町の支援により第三セクターとして運営しているものであり、自治体が行う安全運行のための設備投資に対し、再構築事業を行う鉄道事業者と同様に支援を拡充すること。

(3) 維持修繕への支援

地域鉄道は、通勤や通学、通院等、地域住民が移動するために欠かせない手段であり、利用促進のための新規車両の導入への国の支援の充実を図ること。また、設備投資だけでなく、維持修繕費についても交付税措置を講じること。

2 利便性向上策に対する支援の充実

福井駅西口広場における交通結節機能を強化するため福井鉄道の駅前線延伸や時間短縮による利便性向上のための短絡線整備に対する予算を十分確保するとともに、制度運用は弾力的に行うこと。

3 えちぜん鉄道の高架化の推進

平成30年の福井国体や北陸新幹線の敦賀開業に向け、福井駅周辺部のまちづくりの重要性が、ますます高まっており、根幹となる鉄道の高架化について、予算を確保すること。

現状と課題

1 地方鉄道の充実・強化

(1) 福井鉄道への支援

- ・国の指導を受け、県と沿線市町は、平成21年2月に福井鉄道福武線の鉄道事業再構築実施計画を策定し、現在、鉄道再構築事業を実施中

「鉄道事業再構築実施計画」(平成20年度～平成29年度の10年間)	
設備更新	31億円(国10億、県21億負担)
平成25年度～	・国補助1/3⇒1/2にかさ上げ(国12億、県19億)
	・県負担分の交付税措置(30%)
維持修繕：12億円(沿線3市負担)	

- ・福井鉄道の路面軌道区間は、整備から 60 年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、国の指導を受けており、抜本的な改修が必要

全体延長：1,970m 総事業費：約 18.3 億円（国 9.1 億、県 9.2 億負担）
 事業期間：平成 26 年度～平成 29 年度
 事業内容：敷石の敷設替、レール・マクラギ・路盤改良

（２）えちぜん鉄道への支援

- ・沿線市町が中心となり、平成 24 年 3 月にえちぜん鉄道公共交通活性化総合連携計画を策定し、えちぜん鉄道を地域の発展と日々の暮らしを支える「生活関連社会資本」と位置づけ、永く次世代に引き継ぐ施策を総合的に展開

「えちぜん鉄道公共交通活性化総合連携計画」（平成 24～平成 33 年度の 10 年間）
 線路等維持経費：21.9 億円（沿線 5 市町負担）
 資産取得（土地賃借料）：2.4 億円（県負担）
 設備更新：20.6 億円（国 6.8 億、県 13.2 億負担）
 国庫補助率 現状 1/3 ⇒再構築事業と同様 1/2 を要望

（３）維持修繕への支援

- ・車両の購入、維持修繕が大きな負担

福井鉄道：利用促進として海外製車両（1 編成）を導入（事業費 78,000 千円）
 えちぜん鉄道：通勤・通学の混雑に対応するため 2 両増（事業費 85,383 千円）

2 新たな利便性向上に対する支援

- ・福井鉄道の駅前線延伸および大名町交差点における短絡線を整備
- ・平成 28 年の J R 福井駅西口広場の完成に合わせ、駅前線を西口広場へ延伸し、J R 福井駅での乗り換え利便性を向上
- ・大名町交差点南側に新たに短絡線を設置し、丹南方面と J R 福井駅の所要時間を短縮し、利用者の利便性を向上

事業費：駅前線延伸：約 4 億円 短絡線整備：約 10 億円
 事業期間：平成 26 年度～平成 27 年度（平成 26 年度：測量・詳細設計、平成 27 年度：工事）

- ・国は、補助年度中の事業効果発現を求めるが、相互乗り入れ事業のように工事期間が複数年度にまたがる事業があることを考慮し、制度を弾力的に運用することが必要

3 えちぜん鉄道の高架化の推進

- ・平成 17 年に J R 線の高架化完成により、踏切遮断時間が減少したが、えちぜん鉄道の踏切により、1 日当たり 3 時間以上の遮断時間があり、交通渋滞を引き起こしている。
- ・このため、速やかにえちぜん鉄道を高架化し、踏切除却による交通渋滞の解消と東西市街地の一体化が求められている。
- ・えちぜん鉄道高架化事業は、仮設線路工事を進めており、平成 30 年の「福井しあわせ元気国体 2018」までに完成予定

担当部署

総合政策部 交通まちづくり課 / 土木部 都市計画課

地域の豊かな環境と自然の保全（１）

経済産業省、環境省

提 案

1 地球温暖化対策の推進

平成３２年の国の確定的な温室効果ガスの削減目標について、エネルギーミックスと併せて検討し、速やかに明らかにすること。

また、国の地球温暖化対策計画を速やかに策定するとともに、気候変動に対応する「適応計画」については、関係各省庁が連携し、各分野において地方が実施すべき具体的な内容を明らかにすること。

2 固定価格買取制度の安定的な運用

再生可能エネルギー事業の円滑な導入と成長のために、長期的な事業見通しが立てられるよう、買取価格や買取期間について安定した運用を行うこと。

3 風力発電施設の安全確保

本県を含め全国的に落雷が原因とみられる火災やブレード等の落下事故が相次いでいるため、国において早急に原因究明を行うとともに、耐雷性能について安全基準を定め、事業者に対する指導・監督を徹底すること。

現状と課題

1 地球温暖化対策の推進

- ・国は平成 25 年 11 月 20 日にワルシャワで開催された気候変動枠組み条約締結国会議（C O P 19）において、平成 32 年までに温室効果ガスを平成 17 年と比較して 3.8%削減する目標を表明
- ・実効性ある温室効果ガスの削減目標をたてるためには、原子力を含めたエネルギーミックスについて定量的に定めておくことが必要
- ・国連の気候変動に関する政府間パネル（I P C C）の最新の報告書においては、温暖化により、今後地球上で様々な異常気象の発生が予測されている。これに対し国は平成 27 年夏を目途に気候変動に対応する「適応計画」を策定することを目指している。
- ・「適応計画」の実施に当たっては、関係省庁が連携して、様々な分野において地方が取り組むべき具体的な内容を明らかにすることが必要

2 固定価格買取制度の安定的な運用

- ・ドイツやスペインでは、制度導入後、太陽光発電の普及が急激に進んだものの、電気料金の上昇をもたらしたために、国が突然、買取価格を引き下げた。その結果、再エネ市場が急速に縮小し、企業の倒産など関連業界の成長に著しい混乱を及ぼした例があるため、適正な水準を維持することが必要

3 風力発電施設の安全確保

- ・国は風力発電設備の安全基準を策定しておらず、発電事業者は電気に関する国際規格（I E C）に準拠して発電設備を運用
- ・国は平成 26 年 2 月 14 日に、「新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ」を設置し、風車の羽根の耐雷構造等について検討を行い、夏までに対応策を取りまとめる予定
- ・落雷に起因する風車の羽根の落下事故等を防止するため、国において耐雷性能の安全基準を定めることが必要

担当部署

安全環境部 環境政策課

地域の豊かな環境と自然の保全（２）

環境省

提 案

1 水月湖「年縞」の展示施設の整備に対する支援

地質学的年代測定の世界標準として認められた水月湖「年縞」の実物を展示し、若狭湾国定公園内の三方五湖の地形や歴史、自然環境を解説する施設の整備に対し、支援を行うこと。

2 「越前禅定道」の全通に向けた整備

平泉寺白山神社と白山山頂を結び、白山開山のルートとして歴史文化的価値が高い「越前禅定道」の全通に向け、未整備である白山伏拝から中地藏間（6 km）について、国立公園等整備費事業により国において整備すること。

3 微小粒子状物質（PM_{2.5}）への対応

（１）国外の発生源に対する対応

中国等国外から飛来してくるPM_{2.5}について、健康影響等が起こらないよう、発生源を有する他国に対して技術協力等を行い、排出抑制対策を積極的に働きかけること。

（２）小児、高齢者等に対する対応

PM_{2.5}高濃度時の小児、高齢者等に対する対応について、明確な行動の指針を示すこと。

（３）局舎への財政措置

測定局は、中国等国外起因の物が主たる要因と考えられるPM_{2.5}の測定を行うものであることから、その整備には国が財政的支援を行うこと。

4 海岸漂着物の円滑な処理

海岸漂着物の回収・処理や発生抑制などに要する経費について、海岸漂着物処理推進法の趣旨に基づき、恒常的な財源を措置すること。

5 希少野生生物の保全

（１）希少種の保全活動に対する支援

自然再生団体等が行う希少種の生息環境整備や生息状況モニタリング調査等の保全活動に対して、財政的な支援を行うこと。

（２）希少種の保護増殖技術の確立に向けた支援

希少野生生物の保護増殖に必要な技術確立のため、国による地元を交えた研究会の開催や、保護増殖に取り組む自然再生団体等に対する専門家の派遣などの支援を行うこと。

現状と課題

1 水月湖「年縞」の展示施設の整備に対する支援

- ・水月湖「年縞」は、三方五湖周辺の特徴的な地形や自然環境によって形成され、平成 25 年 9 月に、「年縞」のデータを組み込んだ地質学的年代測定の新たな世界標準となる「ものさし」として決定
- ・「年縞」が形成された三方五湖の価値を広く伝えるとともに自然環境の保全意識を向上するため、「年縞」の実物展示を行う施設の整備を検討しており、国としても「年縞」の世界的な価値に着目し、支援することが必要

2 「越前禅定道」の全通に向けた整備

- ・「越前禅定道」は平泉寺白山神社と白山山頂を結ぶ白山登拝の最古のルートであり、この道を復元により白山信仰の源流体験などの利用が期待され、白山国立公園全体の魅力向上につながる。
- ・世界遺産暫定一覧表への記載を提案している「霊峰白山と山麓の文化的景観」の重要な資産の一つであり、禅定道の復元は一覧表の追加記載に向けた環境整備につながる。
- ・白山伏拝から小原峠までの未整備区間 7 キロのうち、中地藏から小原峠までの 1 キロについては国立公園等整備費事業として整備を予定しており、未整備の白山伏拝から中地藏の 6 キロについても、同事業の対象として整備することが必要

3 微小粒子状物質（PM2.5）への対応

（1）国外の発生源に対する対応

- ・中国では、PM2.5 による大規模な大気汚染が断続的に発生し、本県内においても、平成 26 年 2 月 26 日にこの影響と考えられる注意喚起レベル超の PM2.5 濃度を観測
- ・これまで自治体においては、大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の規制等を通じて PM2.5 を含めた大気汚染防止対策を実施しているが、自治体における対応だけでは限界があり、中国等国外の発生源における発生量を低減させることが不可欠
- ・平成 26 年 4 月に開催された日中韓三カ国環境大臣会合において、平成 31 年にかけて、PM2.5 のデータ交換など 3 か国間における大気環境改善の取組みを強化することを合意

（2）小児、高齢者等に対する対応

- ・平成 25 年 11 月 28 日の環境省指針では、小中学校における屋外体育の実施の可否が示されてないため、明確な行動の目安が必要
- ・国民の関心が高まっている中、自治体毎の異なった対応は国民の混乱を招く可能性

（3）局舎への財政措置

- ・平成 25 年度末における全国の PM2.5 常時監視体制は、環境省が定めた事務処理基準に基づく必要測定局数(1,292 局)のうち、803 局に留まっている。
- ・環境省は、自治体からの常時監視体制の整備に係る財政支援の要望に対し、地方交付税を活用するよう求めているが、地方交付税だけでは十分な対応が困難

4 海岸漂着物の円滑な処理

- ・大量のポリタンク容器や木材、河川から流出したゴミなど、対応しきれない大量の漂着物が広域にわたって海岸に押し寄せ、地域住民の生活や観光・漁業等に影響
- ・平成 21 年 7 月に施行された「海岸漂着物処理推進法」では、国が海岸漂着物対策に必要な財政上の措置を講ずることを明記
- ・平成 25 年度から、国の地球環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）による基金を設置して処理等を行っているが、平成 27 年度以降の財源措置が未定

5 希少野生生物の保全

- ・希少種の適切な生息環境の保全には、生息状況把握のためのモニタリング調査が必要
- ・希少種の保護増殖は、地域の自然再生団体等が行っているが、技術的に課題が多い。

担当部署

安全環境部 環境政策課、循環社会推進課、自然環境課

「福井しあわせ元気国体2018」の開催

総務省、文部科学省、国土交通省

提 案

1 国体開催に対する財政支援の充実

- ① 大会運営費に対する支援を充実すること。
- ② 福井国体の開催に必要な施設整備に対し、社会資本整備総合交付金やスポーツ振興くじ（toto）助成など必要な予算を確保すること。
特に都市公園内の施設整備に必要な経費については、社会資本整備総合交付金に通常予算とは別枠の国体枠を設けるなど、必要な財源を確保すること。
- ③ 日本体育協会が検討を進めている国体未実施のオリンピック競技種目の国体への導入に当たっては、当該競技種目の普及度合いや国体時の宿泊不足など地方の実情を総合的に勘案するとともに、新たに地方に人的・財政的負担が生じないように措置すること。

2 国体開催を契機としたスポーツの振興

- ① スポーツ振興と地域の活性化のため、本県において平成17年度から開催しているホッケーおよびボート競技の全国大会に対する支援を継続すること。
- ② 福井国体の競技実施予定地域における新たな全国大会の開催を支援すること。

現状と課題

1 国体開催に対する財政支援の充実

- ・大会運営を行うため、開催県には多額の財政負担が生じており、国も共催者として応分の負担が必要
- ・本県においては、福井運動公園など県有施設や市町有施設の整備が本格化しており、特に都市公園事業予算は、平成 26 年度からの 3 か年において、地方負担が多額であるため、これらの経費に対し十分な支援が必要

※平成 26 年度から平成 28 年度までの各年度において、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 か年平均の 4～5 倍の整備費が必要

- ・本県においては、会場地選定が終了し、市町や競技団体において準備が本格化しているうえ、宿泊不足などの課題も浮き彫りとなってきており、これ以上の人的・財政的な負担に開催県で対応することは困難

2 国体開催を契機としたスポーツの振興

- ・昭和 43 年の福井国体開催を契機として、本県では地域を挙げてホッケー・ボート競技の選手育成や施設整備を行うとともに、地域活性化センターの「スポーツ拠点づくり推進事業」を活用し平成 17 年度から全国大会を毎年開催
- ・「スポーツ拠点づくり推進事業」の助成期間は 10 年間となっており、今年度で終了となるが、今後も全国大会を継続的に実施するための支援が必要
- ・福井国体の競技実施予定地域において検討している新たな全国大会の開催に対して支援が必要

担当部署

土木部 都市計画課 / 国体推進局 企画広報課、施設調整課、競技式典課 /
教育庁 スポーツ保健課